

# 市町村における児童虐待対応の 困難事例における対応と工夫

令和2年(2020年)2月

公益財団法人 大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター  
市町村児童虐待防止と支援のあり方の研究会

# 目次

はじめに .....	1
<b>第一章 児童虐待防止における</b>	
<b>市町村の現状を踏まえた本研究会の目的 .....</b>	<b>3</b>
1. 児童虐待対応件数の現状	
2. 全国の児童虐待の経路と内容 ～児童相談所と市町村の比較～	
3. 職員の状況	
4. 本研究の目的	
<b>第二章 アンケート調査の結果について .....</b>	<b>7</b>
1. アンケート調査	
2. アンケート結果	
3. 結果から見た分析	
<b>第三章 困難事例への支援について</b>	
<b>【解釈編】 .....</b>	<b>21</b>
1. 市区町村における子ども虐待防止の基本的な考え方	
2. 困難事例とは何か	
3. 困難事例に対する支援者の視点	
4. 困難事例に対する支援者の姿勢	
<b>【対応編】 .....</b>	<b>27</b>
1. 事例とその対応のヒントについて	
2. 具体的な対応の工夫	
<b>第四章 支援に必要な資源やサービスについて .....</b>	<b>55</b>
1. 現在役立っている資源やサービスと必要だと思う資源やサービス	
2. 特色のある資源やサービス	

第五章  まとめ .....	63
1. 目的	
2. アンケート調査	
3. 困難事例への支援	
終わりに .....	69
参考・引用文献 .....	70
資料 アンケート調査用紙 .....	75
支援に役立つ親支援プログラム、訪問型子育て支援 .....	77
支援に役立つ豆知識 .....	79

## はじめに

平成16年の児童福祉法の改正により、市区町村が児童虐待の通告先に追加され、要保護児童対策地域協議会の法定化とその設置を市町村が担うこととなり、その後も平成20年には乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化と努力義務化、そして平成28年には児童福祉法の理念の明確化や子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関の専門職員の配置や義務研修の実施など、この15年間で次々に法改正が行われました。

市町村が児童虐待の対応を行うようになって6年経った平成22年度に、我々は大阪府内の市町村の有志でマッセ広域研究において「市町村のための『市町村児童虐待防止と支援のあり方』の研究会」を立ち上げ、通告の受理や対応の体制がまだ十分に整っていない中、市町村の現状や課題点、工夫などを明らかにし、通告から支援のあり方について検討しました。大阪府内市町村のアンケート調査の結果からは、緊急受理会議とアセスメント等通告に対する初期対応においては、まだ各市町村にバラツキがあり、緊急受理会議に管理職が必ずしも参加していない等の現状が明らかになり、地域で支援につなげるために家族アセスメントの重要性などが示唆されました。また、当時通告の中でも多かった「泣き声通告」に対しては、子どもや家族に身近な市町村だからこそ、虐待の事実確認だけでなく、如何にニーズを把握し、必要な支援につなげるかという予防的な視点が大切であること、そしてそのための工夫について報告を行いました。

それから8年経ち、その後も法改正に従い、市区町村の子ども家庭相談体制は少しずつ強化され、専門職員の配置や研修の義務化などによって専門性は一定高まってきたと言えます。一方、新規職員の配置や人事異動によって経験年数が浅く、その中で対応に困惑している状況や、通告の増加によって支援につなげるような丁寧な対応が困難になっているといった現場の声を聞くようになりました。また、市町村の虐待通告については、全国児童相談所共通ダイヤル「189」の開設によって泣き声通告のような近隣住民からの通告が疑われるケースは減り、むしろ保育所や学校、保健センターなど関係機関からの明らかな虐待案件が通告として挙がってくるようになりました。こうして虐待者への対応が増加していく中、攻撃性が高かったり拒否感が強かったりする家庭に対して支援につなげていくことが困難で対応に苦慮している状況にあります。そして、地域の関係機関との連携においては、その役割が認識されるとともに期待や責任も増幅し、なかなか改善の見込めないケースや長期的な支援を要するケースに焦燥感や疲弊感が膨らみ、時にはそれらから生じる関係機関の苛立ちや怒りの矛先が市町村に向けられることもあり、精神的にも肉体的にも負担は大きくなっているのが現状です。

そこで、今回は「市町村児童虐待防止と支援のあり方の研究会」として、困難事例に対する対応に関する研究会を設置しました。そこで、市区町村にとっての困難事例と、支援につなげるためのサービスや資源の情報をアンケートによって集めました。そして、回答結果をもとに、新任者から経験者までの市区町村職員に新任者から経験者までに役立つような困難事例の対応方法をまとめ、対応のヒントやアイデアを提案することにしました。また、市区町村が実際に支援を行うにあたって必要なサービスや資源について、各市区町村の先進的な取り組みや工夫について情報を提供していきます。

第1章では、児童虐待防止における市区町村の現状を踏まえた本研究会の目的、第2章はアンケートの結果について、第3章では困難事例への支援に関する基本的な姿勢や困難に対する解釈編、及び具体的な事例について対応方法のアイデアを紹介する対応編、第4章では支援に必要な資源やサービスについて報告し、最後にまとめとして第5章を加えました。

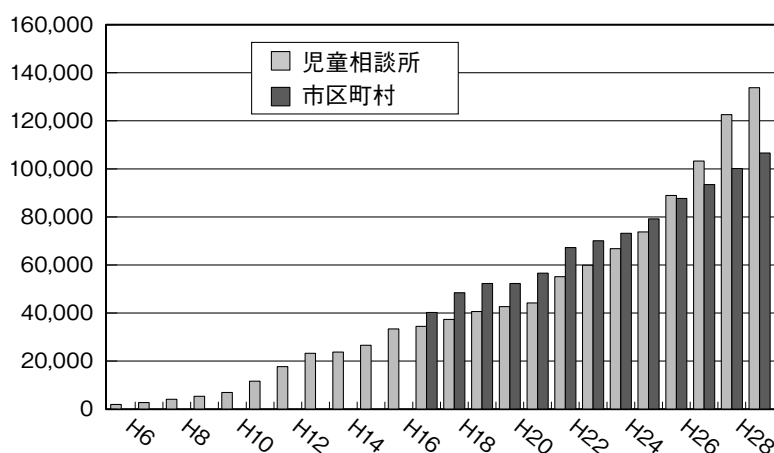
児童虐待には様々な背景があり、虐待の内容に加えて、家族の状況やこれまでの歴史などに合わせて、関わり方は異なります。しかし、代表的なタイプ分けした事例を示し、それらに対する関わり方の視点や工夫、具体的対応について研究することで、日々虐待対応を行っている方々に、市区町村ならではの支援につながるために少しでも役立つことができると願います。

## 第一章 児童虐待防止における市町村の現状を踏まえた本研究会の目的

### 1. 児童虐待対応件数の現状

平成16年（2004年）の児童福祉法改正によって、市区町村も児童虐待の窓口となり、要保護児童対策地域協議会において進行管理を行い、児童家庭相談の実施が義務付けられました。その後も法改正は度々行われてきましたが、平成28年（2016年）の児童福祉法改正は抜本的な改正が行われ、「子どもの権利」が明記され、子どもの安全と安心にとどまらず子どもの権利を擁護することとされました。そして、児童相談所は児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められるようになり、市町村には児童に身近な場所として児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図るよう求められ、在宅支援が必要とされる要保護児童については、児童相談所から市区町村への送致や委託が行われることとなりました。また、市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関には専門職の配置の強化と研修の義務化が行われました。翌年平成29年（2017年）3月には「市町村子ども家庭支援指針」が厚生労働省より発出され、子どもと家庭に最も身近な基礎自治体である市区町村が子ども家庭相談として支援を行うこと、多様な機関によるきめ細やかな対応が求められることとなりました。同時に市区町村に「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが努力義務となったのです。

図1-1 虐待相談対応件数の推移  
(全国児童相談所及び市区町村虐待相談対応件数)



厚生労働省福祉行政報告例においては、「全国児童相談所の児童虐待相談処理件数」が平成2年（1990年）度の1,101件から始まり、平成12年（2000年）の児童虐待防止法の制定を過ぎ、前述の法改正の平成17年（2005年）度には34,472件と30倍以上、そして平成30年（2018年）度は159,850件と17年度以降4.6倍の増加率となりました。市区町村においては法改正によって虐待対応件数が報告されることとなった平成17年度は40,222件と児童相談所に比べて多く、以降も同様の状態が続いていましたが、警察がDV事案への積極的な介入及び体制を確立したことで警察から児童相談所への通告が増加し、平成26年（2014年）度には児童相談所が市区町村件数を超え、平成29年度は平成17年度の約2.7倍の106,615件と、児童相談所の0.67倍となっています。（令和2年1月20日現在）

一方、大阪府の現状は、平成29年度大阪府内市町村（大阪市、堺市除く）の児童虐待相談対応件数が14,455件と、大阪府児童相談所（大阪市、堺市除く）の11,306件に比べ多い状況となっています。

## 2. 全国の児童虐待の経路と内容～児童相談所と市町村の比較～

経路別でみると図1-2のように、児童相談所は、警察からが49.4%と約半数を占め、次いで近隣知人12.7%、そして家族親戚8.8%という順番となっています。一方、市区町村は児童相談所からが22.1%と最も多いものの、その他学校13.9%。家族親戚8.6%、近隣知人7.3%、保健センター7.2%、福祉事務所6.8%、保育所6.2%と子どもの通う学校や保育所、保健センター、福祉事務所といった家族に関わっている関係機関などから幅広く通告が寄せられている現状がわかります。また、内容別では、図1-3のように児童相談所は半数が心理的虐待となっており、市区町村は児童相談所に比べてネグレクトの割合が多くなっています。

以上のことから、児童相談所は警察からの通告が半数を占め、その背景に面前DVの通報の増加が、そして近隣知人については「189」の影響によるものと考えられます。それに比べて市区町村は学校や保育所、保健センターなど子どもや家族に身近な機関からの通告・相談が多く、そのため虐待の状況としてより客観的で明確な可能性の高い現状と、ネグレクト等長期的に地域での支援を要するケースが多い現状であると考えられます。

図1-2 H29年度虐待相談の経路別件数  
(児童相談所及び市区町村)

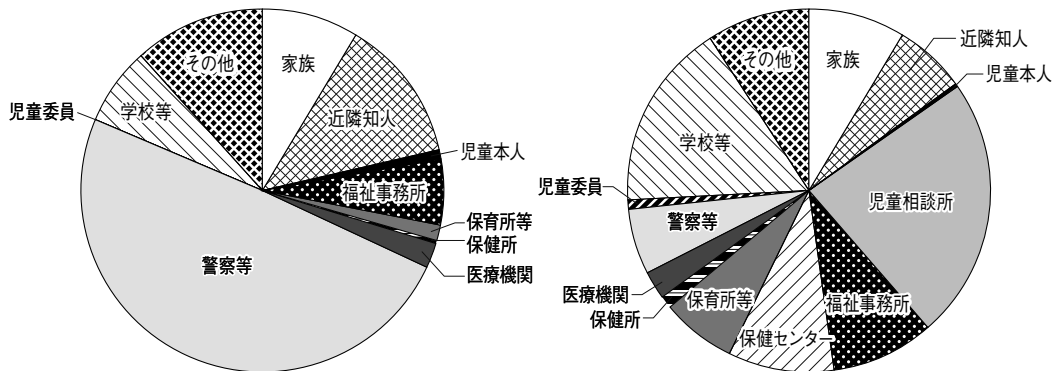
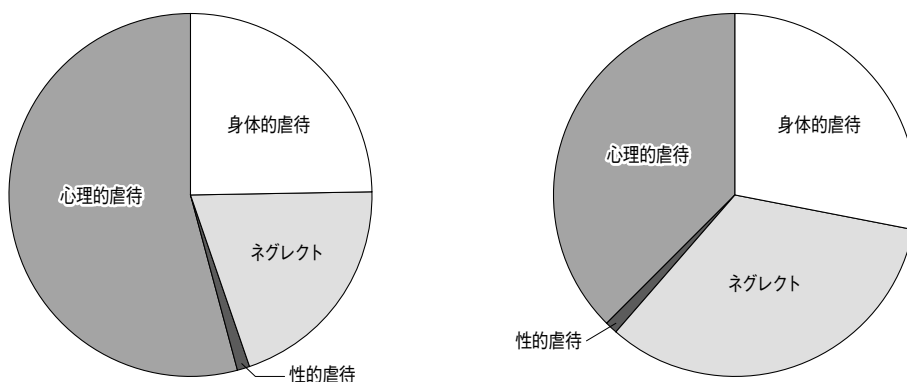


図1-3 H29年度虐待相談の内容別件数  
(児童相談所及び市区町村)



### 3. 職員の状況

厚生労働省の調べでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職配置状況は、平成28年4月1日時点では30万人以上の市・区では98.4%、10万人未満の市・区で92.7%、町で65.2%、村が68.9%で、合計79.2%でしたが、平成30年2月の調査ではそれぞれ100%、95.7%、77.6%、83.4%、合計87.3%と、専門職配置が進んでいることがわかります。平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において「市区町村子ども家庭総合支援拠点」については令和4年（2022年）度までに全市町村に設置、また要保護児童対策地域協議会の調整機関についても2022年度までに全市町村に常勤の調整担当者を配置することが目標とされました。今後は、一層専門職は増えていくものと考えられますが、それによって、新しい職員の採用や人事異動による新任職員が増加することが推測され、経験の少ない職員が増えていくことが懸念されます。

### 4. 本研究の目的

以上の経過の中で、市区町村の役割は地域の関係機関に認識されるようになり、多くの通告や相談が寄せられ、個別ケース検討会議の開催や要保護児童等の進行管理、そして関係機関の調整等様々な役割を担うことになりました。また、緊急性が高くはないものの地域での支援を必要とされる重度から中度、もしくは軽度の事例の在宅支援を担っている現状であり、ネグレクト等の長期的なネットワーク支援や子育て支援の必要な事例に継続的に関わることとなります。

一方、市区町村には一時保護等法的な権限はなく、住民に身近な基礎自治体として支援を行うことが役割となっています。そのため家族のニーズに沿った支援から始まり、子どもの支援につながるように保護者と面接したり、関わりを始めたりすることとなります。ところが、支援に結びつく過程において家族や虐待者が自己防衛として攻撃的になったり、孤立的であったり社会への不信感が強かったりするため、関係を形成することは並大抵のことではなく、困難を感じる 경우가多くあります。中には力や恫喝で意向を通そうとしたり、個人の対応や言葉尻を捉えて攻めてきたり、挑発してくる場合もあります。時には職員が自分の力不足や対応力のまずさではないかと自分を責めてしまうこともあるかもしれません。

長く関わっていく中でケースのことが理解できるようになると、一見関わりが困難に見える保護者も実は困っていたことに気づかされることが経験上あるのではないのでしょうか。困っていることをうまく伝えられなかったり、子どもとの関係を直視できなかったり、自分の子育てが否定されたという思いから攻撃的になったり、また成育歴上で社会への不信感を強く持っている場合など、支援者への態度は保護者側の苦悩から発生する場合も多々あると考えられます。

そこで、虐待対応の中で困難であるという事例を基に、保護者や家族への関わり方やその困難さの背景にあるものを理解し、支援につながる対応になるための方法を得ることを目的として、研究を行うこととなりました。児童虐待の対応は様々な背景があり、虐待の内容や家族状況など対応も関わり方も異なり、対応方法の答えは一つではありませんが、困難事例に対する理解を深め、よりわかりやすいように具体的な困難事例に対する言葉や対応についてアイデアを提案し、ケース対応



のアレンジに役立てるように紹介します。

また、虐待の起きている家族に関わる時に、支援につなげるために必要な支援のサービス等の資源についても、各市区町村の工夫や効果的な方法について調査をしました。支援に効果的につなげるためには、市区町村の持つ資源を知り、開発し、必要に応じて提供できることも大切な役割になります。

市区町村は子どもと家族にとって身近な公的機関として、課題への問題提起も踏まえつつ、家族に寄り添いながら、子どもの成長に合わせた子ども家庭福祉の相談の場になります。そのため、丁寧に関係性の構築を図り、子どもや保護者のニーズを引き出し、家庭に関わっていく関係機関や支援者をコーディネートし、家族の生活の場である地域を含めたネットワーク支援を行っていくことになります。困難事例についての理解や対応方法のアイデア、そして市区町村の資源やサービスの工夫等の情報が、各市区町村の支援につながっていくことを期待し、アンケートによる市区町村の現状に合わせた研究結果について報告を行います。

本書では、市区町村において要保護児童対策地域協議会調整機関で虐待通告の窓口と子ども家庭支援を担う部署を、家庭児童相談室（以下、家児相）と表記する。また、大阪府は子ども家庭センターであるが、児童相談所（以下、児相）と表記する。

## 第二章 アンケート調査の結果について

目的：支援者がこれまでに経験した困難事例の困難さを明らかにし、「事例とその対応のヒントについて」を作成することや、支援につなげるためのサービスや社会資源を見える化することで、今後の支援を考える上での参考としてもらうなど、児童虐待対応に従事する支援者の支援の向上に役立ててもらうことを目的としています。

### 1. アンケート調査

#### 1) 調査対象者

大阪府内全市町村（大阪市を除く）及び大阪府外の協力の得られた家児相の職員を対象としました。

#### 2) アンケート実施期間

平成30年12月13日～平成31年1月末日

#### 3) アンケート収集の方法

対象機関へ、依頼文とアンケート調査票をEメールで送付しました。アンケートの返送をもって、アンケートへの同意が得られたとしました。

#### 4) アンケート内容

A, B, Cの3つの項目について、自記式のアンケートを実施しました。

A. 対象者の属性：「資格」、「経験年数」

B. これまで経験された困難な事例について：いつ、どんなときに、どのようなことでどう困ったのか具体的に教えてくださいとして、「初期対応の時の困難事例」、「困難さを持つ事例」

C. 貴市における資源やサービスなどについて：「現在支援に役立っているもの」、「必要と思われる支援」の記述を求めました。

#### 5) 倫理的配慮

アンケートは、個人情報の取り扱いに留意し、無記名かつ市区町村名が特定できないようにし、事例についても個人を特定できない形にしてデータを取り扱うこととしました。

## 2. アンケート結果

25市区町村、86人からの回答を得ました。

### 1) 対象者の属性

表2-1 人口規模と回答数

	市町村数	回答数(人)
20万以上	8	53
10万～20万人未満	7	11
2万～10万人未満	7	18
2万人未満	3	4
合計	25	86

表2-3 経験年数

	回答数(人)	割合
1年未満	23	26.7%
1～3年未満	27	31.4%
4～6年	15	17.4%
7～15年	16	18.6%
16年以上	1	1.2%
未回答	4	4.7%
合計	86	100.0%

表2-2 業務に従事する主な職種

	回答数(人)
社会福祉士	17
臨床心理士	14
保育士	11
保健師	11
教員	8
社会福祉主事	7
精神保健福祉士	5
その他、未記入	13
合計	86

職種の質問では、8項目の選択肢に○を記載するものであり、2つ以上の資格を記載した者は10人でした。ここでは、業務に従事するための基礎資格及び、業務に従事する際に幅広い分野を有している資格、例えば社会福祉士と社会福祉主事では社会福祉士として、社会福祉士と精神保健福祉士では精神保健福祉士として、精神保健福祉士と保健師では保健師として集計をすすめました。

経験年数をみていくと、3年未満のものは50人で全体の半数以上（58.1%）を占め、その約半数（46.0%）は1年未満という結果でした。

### 2) これまで経験した困難な事例について

表2-4 初期対応のときの困難事例

	回答数(人)
事例あり	72
その他（意見など）	1
事例なし	13
合計	86

表2-5 困難さを持つ事例

	回答数(人)
事例あり	71
その他（意見など）	7
事例なし	8
合計	86

『これまで経験された困難な事例について』では、いつ、どんなときにどのようなことで困ったのか、子どもの年齢や家族構成なども含めて、具体的に記載をしてください。と質問内容を設定し、自由記載としました。また事例は、「初期対応のときの困難事例」と「困難さを持つ事例」では、困難な状況や対応が異なると考えたため、2つの事例についての質問を「初期対応の時の困難事例」「困難さをもつ事例」の2つに分けて質問しました。

結果からは、「事例あり」は、具体的な事例の記載があったものとし、「事例なし」は、事例なしの記載や未記入のもの、「その他（意見など）」は、事例ではない内容の記載や意見として述べられているものとししました。

「困難」という解釈については、支援者側の視点からの困難さと捉えての事例が多く出されていました。また、記入された事例についての精査を進めていく中では、「初期対応のときの困難事例」と「困難さを持つ事例」に分けて記載されていない内容のものも散見されました。実際の事例については、続いての3. 結果からの分析「事例とその対応のヒントについて」を作成するにあたっての事例分析”の中で述べていきます。

### 3) 市区町村における資源やサービスなどについて

表2-6 現在支援に役立っているもの

	回答数(人)
ショートステイ・トワイライトステイ	40
家事援助（養育支援訪問事業）	21
児童発達支援等の通所グループ	14
親に対する相談・カウンセリング	12
ヘルパー派遣制度	12
一時預かり	9
親支援プログラム	7
親子で通える相談場所・グループ	6
子どもに対する通所相談	5
登校支援（学校・保育所等）	5
子どもが通えるグループ	4
学習支援	4
こども支援プログラム	1
夜間保育所	0
その他	0
合 計	140

表2-7 必要だと思う支援

	回答数(人)
登校支援（学校・保育所等）	42
夜間保育所	15
ショートステイ・トワイライトステイ	14
ヘルパー派遣制度	10
親に対する相談・カウンセリング	8
親支援プログラム	8
家事援助（養育支援訪問事業）	7
一時預かり	7
親子で通える相談場所・グループ	6
子どもが通えるグループ	5
子ども支援プログラム	4
子どもに対する通所相談	3
学習支援	3
児童発達支援等の通所グループ	1
その他	1
合 計	134

資源やサービスなどについては、「現在支援に役立っているもの」と、「必要だと思う支援」（現在制度としてはあるが、さらなる充実を期待するものを含む）を14種類の項目の中か

ら2つずつ選択してもらい、選択した項目についてそれぞれ具体的な名称と選んだ理由を自由記載してもらいました。

「現在支援に役立っているもの」では、＜ショートステイ・トワイライトステイ＞が1番多く、続いて＜家事援助（養育支援訪問事業）＞となり、3番目には＜児童発達支援等の通所グループ＞があげられ、発達に特化した資源活用のため誰でもが使えるものではありませんが、子どものサービスを使っている支援も行われている状況がわかりました。

「必要だと思う支援」では、子どもの発達や成長を保障するために、保育所や学校などに行かせることができない状況を改善するための＜登校支援＞が全体の約半数の48.8%が必要としており、雇用形態の多様化やひとり親の増加などの社会変化や、経済的困窮などの理由から、夜間就労にともなう＜夜間保育＞などのニーズから、これらを必要と考える支援者は多いものの、公的なサービスはほぼないという現状が明らかになりました。

また、「現在支援に役立っているもの」の中での理由の記載の中には、家事援助（養育支援訪問事業）の利用できる年齢の上限を拡大するなど、既存の役立つ支援の拡充を求めるものもみられました。支援に必要な資源やサービスについての詳細は、第四章で述べていきます。

### 3. 結果から見た分析

#### 「事例とその対応のヒントについて」を作成するにあたっての事例分析

事例の困難な理由について着目し、1つずつの事例を本研究会の中で読み取り、コード化し、カテゴリー化しました。「初期対応のときの困難事例」では7カテゴリー、「困難さを持つ事例」では9カテゴリーに分類しました。

#### 1) 初期対応のときの困難事例

＜「A：会えない」から「G：関係機関連携の困難さ」までの7カテゴリー＞

表2-8 初期対応のときの困難事例

初期対応のときの困難事例	回答数(人)		回答数(人)
A：会えない	15	F：システムが整っていない為に生じる困難さ	4
B：会えるけれど拒否	32	G：関係機関連携の困難さ	3
C：関係機関の対応	10	その他（意見など）	1
D：通告元が判明することへの不安	4	事例なし	13
E：虐待かどうかの判断が困難	4		
合		計	
		86	

表2-9

A：会えない			
家庭訪問や手紙のポストインに回答なし	応答を拒否	前住地からの移管、同意なく介入の理由に乏しい	
	居住実態不明	応答あるが、面談は拒否	
	オートロックの物理的問題	保護者から虐待の電話相談が入るが、会うことを拒否	

表2-10

B：会えるけれど拒否			
面談できるが、拒否的な態度が続く	虐待とは認めず		子どもに発達課題あり
	保護者が感情的になる		面談時、片方の親が虐待親をかばう
	保護者が孤立している		面談時、母親が内縁男性をかばう
	保護者に精神疾患あり、家族にニーズ無し		保護者が通告した所属を責める
	叩くと相談はあるが、関わりや支援は拒否		他機関の支援は受け入れる
	虐待親に会うことを止める	相談している家族が保護者に会う事を拒否	
面談後に完全拒否	所属への登園登校ができず	保護者の相談ニーズ無く継続できず	

表2-11

C：関係機関の対応			
関係機関の協力が得られない	大きな事象なのに通告をしない	医療機関から虐待通告ではなく、相談として入る	
	子どもに会えず、けがの現認ができない	不登校で現認ができない場合、所属からは虐待通告として入る	
	子どもの適切な聞き取りができなかった（性虐待）	庁内連携不足	
	保護者につないでももらえない		

表2-12

D：通告元が判明することへの不安			
所属からの通告	通告内容を伏せての対応を迫られる	地域からの通告	通告元が解ると詳細情報を教えてもらえない
	保護者へ対応する事にストップがかかる		通告者が特定され、虐待事象の話をすすめていくことができない

表2-13

E：虐待かどうかの判断が困難			
保護者が傷アザについて否定し、原因が不明		子どもが幼く、事象の説明ができず、保護者に話がし辛い	

表2-14

F：システムが整っていない為に生じる困難さ			
障害や外国籍の人の通訳の制度が整っていない	言語が通じないことで指導、支援ができない	幼児だけで夜間放置状態に対して、規制や支援がない	
	文化の違いや言語の問題により指導、支援が入りにくい	専門的医療機関への受診に時間を要する	

表2-15

G：関係機関連携の困難さ			
関係機関間での虐待事象の認識の違い		関係機関から家児相への過剰な期待	
所属通告後の関係の悪化			

「初期対応のときの困難事例」では、最も多かったのは、＜会えるけれど拒否＞でした。初回時は何とか会えるが、その後に全く拒否となってしまったもの、初回面接時に保護者が拒否的な態度で、その後の支援につながらない事例が挙げられています。次に＜会えない＞とは、48時間の安全確認ルールの中での対応や、オートロックで物理的に接触ができない場合、親や家族が子どもに会うことを阻んでいる場合などの初動に困難を極める事例が挙げられています。

また、＜関係機関の対応＞では、虐待そのものの認識にずれがあり、子どもに傷アザがあり、虐待の聞き取りがあった場合でも通告とはならず、また所属から虐待としての通告であっても、聞き取り内容を親へ言わない対応を求められ、親面談で肝心の話ができず、その後の対応が困難になった事例が挙げられています。

＜虐待かどうかの判断が困難＞では、保護者の否認、障害特性があることや、年齢が幼く子どもが事象について答えられない場合があります。

〈システムが整っていない〉では、聴覚や視覚などの障害のある親への対応で、専門的支援が無いことや、外国語を母国語とする親への通訳の体制が整っていないこと、夜間放置事例では、親からは「生活のために夜に働くのは仕方がない」と言われてしまい、保護者の夜間就労を支援するシステムがない中で、指導や対応をしていかなければならないことが挙げられていました。また、長く関わっている事例ととれる内容の記載もあり、どこまでを初期対応としているのかについても、回答に違いが見られました。

## 2) 困難さを持つ事例について

〈「1：機関間の共通理解が困難」から「9：決定打のなさ」までの9カテゴリー〉

表2-16 困難さを持つ事例

	回答数(人)		回答数(人)
1：機関間の共通理解が困難	5	7：所属機関の虐待対応への理解	3
2：状況の把握が困難	6	8：支援の手ごたえのなさ	13
3：制度や法のシステムの問題	2	9：決定打のなさ	8
4：支援の拒否	13	その他（意見など）	7
5：機関同志の関係の問題	4	事例なし	8
6：慢性化・常態化	17		
合		計	
		86	

表2-17

1：機関間の共通理解が困難			
支援機関と家庭での 所見の食い違い		保護者が虐待を否認 したまま一時保護解 除となり家庭引き取 り	
原因不明のケガが続 く、支援機関間での 見立ての違いあり		学校からの不登校児 童への支援要請、保 護者ニーズなく介入 困難	
帰りたくないと言う 子どもへ、関係機関 協議で家庭引き取りの 支援方針が出る			



表2-18

2：状況の把握が困難			
子どもに傷痕があるも、保護者が状況説明ができない		乳幼児健診未受診、予防接種未接種、親族が拒否し、保護者・子どもと関わらず	
夜間放置の疑いはあるが、家庭状況が見えず		不登校児童の現認、保護者の協力が得られず子どもに会えず	
居所不明児、所属なく安否確認が困難		保護者に障害あり、支援ニーズなく介入できず	

表2-19

3：制度や法のシステムの問題			
弁護士に相談しても解決が図りにくい		ネグレクト家庭	改善がみられず、管理数の増加で継続管理が難しい
他の市町村と対応しなければならない			

表2-20

4：支援の拒否			
大家族でコミュニティーの中で生活が完結		ひとり親家庭	祖母が親に代わって養育
子どもの多い家庭	保育園などの入園を拒否		事故予防の指導が入らずケガが絶えない
	異父兄弟、継父から子どもへの身体的虐待	一時保護からの家庭引き取り	保護者と所属機関との関係が悪化
	子どもに親役割を担わせる	母親の養育能力不足	父親の育児協力なし
	徐々に拒否になる	DV家庭	パートナーが母親を常時離さない
体罰の容認	自分のやり方と改善しない		安全確認の訪問に限界あり
	子どもが親の介入を拒み関われない	保護者の養育や教育へのこだわり	



表2-21

5：機関同志の関係の問題			
一時保護後の家庭引き取り	児相が入れなくなり、家児相にリスクアセスメントを求められる	関係機関と家児相間での見立ての相違	一時保護の必要性 所属との関係が悪くなる
関係機関間での情報共有の程度	家児相と学校のCSW、SSWなど		

表2-22

6：慢性化・常態化			
保護者からの身体・心理的虐待	保護者の養育に改善がみられず、子どもの問題行動が深刻化する		支援は受け入れるが、状況は改善しない、施設入所は拒否
	子どもの身体面、認知面での発達に影響が出ている		暴力は止まったが、適切な養育には至らない
	子どもが引きこもり状態となり、学習の機会も持てない		子どもが不登校、ゲーム依存になる
	食事や登校はできているが、持ち物が揃わず、保護者と連絡もとりにくい		子どもの自立に向けた支援ができない
子どもに障害がある	指導に保護者は暴力が止められない		子どもにも障害があり、お互いの感情的衝突になる
	行けない理由を並べ登校させない	DV家庭	子どもが不登校を起こしている
保護者に精神や知的な障害がある	子どもにリストカットや大量服薬の状況を見せる	家庭の安定と不安定を繰り返す	
	子どもを学校へ送り出せない	経済的基盤の弱さあり	

表2-23

7：所属機関の虐待対応への理解			
同職種での遠慮		子どもからの聞き取りで母親からの暴力を確認するも伏せての対応を依頼される	
リスクアセスメントなく一時保護を提示			

表2-24

8：支援の手ごたえのなさ			
乳幼児を育てる保護者	保護者に障がいあり	子どもの多い家庭	母親は生活に手一杯
	養育力不足あり		傷アザにはならないが感情的に叩く
	支援を受け入れない		支援を受け入れない
保護者からの訴えが多い	助言は入らない	子どもに発達障害がある	必要な支援の不足
	子どもの養育は放任		母親が子どもを受け入れられない
母親の発言が少なく、考えがわからない	関係が作れない		
	徐々に受け入れが悪くなる		ケガが続くが保護者指導に拒否

表2-25

9：決定打のなさ			
DV家庭	母親に被害感がない		支援を受け入れず
	子どもへの影響が心配		パートナーが子どもをみる
夜間放置	子どもが多い家庭		
	小学生低学年が未就学児の世話をする		現場を押さえられない

「困難さを持つ事例」についての回答では、最も多かったものは＜慢性化・常態化＞していることでした。保護者に指導をしても虐待行為が繰り返されていること、保護者に精神や知的な障がいがあり、養育そのものが困難であること、また、子どもに障がいがあり、保護者が対応困難なことから感情的に叩いてしまうなど、事例の状態像が記載されているものについては、このカテゴリーの中に入れていきます。

＜支援の拒否＞では、養育が困難な状況に対して、保育所の入所などの提案を拒否する多子家庭の事例が複数ありました。また、体罰を自分のやり方と主張し指導を聞き入れられない場合、乳幼児に所属がない家庭で家児相が安全確認を担っている場合は、訪問に限界があるとの回答がありました。

＜支援の手ごたえのなさ＞では、支援的関わりを続けている中、保護者の反応が薄いことや、受け入れはするものの変化していかないもので、支援者側の課題から分類し、＜慢性化・常態化＞は関係機関と連携支援をしていく中で、変化がないことで支援機関の評価や、そこからどの様に支援機関間の課題を調整していくのかで区別しました。

＜決定打のなさ＞では、DV被害を受けている時に、母親に危機感がなく子どもを護ることができないことや、支援者は子どもの発達への影響を懸念しながらも手が打てないとの回答がありました。また、夜間放置に関しての事例が多く挙げられ、ひとり親で夜間就労をしている場合で、危険回避行動がとれない低年齢の兄弟姉妹で、上の子が下の子の面倒をみている事例

で、家児相が保護者へ指導をしても改善は望めず、一時保護などの強制的な介入とはなりにくく、「初期対応のときの困難事例」の中でも述べていますが、支援者は子どもの安全面での危機感を持っているものの、どうすることもできないジレンマが記載されていました。

### 3) 職種別でみた初期対応のときの困難事例・困難さを持つ事例について

表2-26 職種別でみた初期対応のときの困難事例について 回答数（人）

初期対応のときの困難事例	社会福祉士		精神保健福祉士		保健師		保育士	
A：会えない	4	23.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%
B：会えるけど拒否	4	23.5%	3	60.0%	8	72.7%	5	45.5%
C：関係機関の対応	3	17.6%	1	20.0%	1	9.1%	0	0.0%
D：通告元が判明することへの不安	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%
E：虐待かどうかの判断が困難	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
F：システムが整っていない為に生じる困難さ	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%
G：関係機関連携の困難さ	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他（意見など）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事例なし	3	17.6%	1	20.0%	0	0.0%	3	27.3%
合計	17	100.0%	5	100.0%	11	100.0%	11	100.0%
初期対応のときの困難事例	臨床心理士		教員		社会福祉主事		その他・未記入	
A：会えない	5	35.7%	2	25.0%	1	14.3%	2	15.4%
B：会えるけど拒否	4	28.6%	3	37.5%	3	42.9%	2	15.4%
C：関係機関の対応	0	0.0%	2	25.0%	2	28.6%	1	7.7%
D：通告元が判明することへの不安	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
E：虐待かどうかの判断が困難	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	15.4%
F：システムが整っていない為に生じる困難さ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
G：関係機関連携の困難さ	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
その他（意見など）	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
事例なし	2	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	3	23.1%
合計	14	100.0%	8	100.0%	7	100.0%	13	100.0%

表2-27 職種別でみた困難さを持つ事例について 回答数（人）

困難さを持つ事例	社会福祉士		精神保健福祉士		保健師		保育士	
1：機関間の共通理解が困難	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2：状況の把握が困難	2	11.8%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
3：制度や法のシステムの問題	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%
4：支援の拒否	4	23.5%	1	20.0%	4	36.4%	0	0.0%
5：機関同志の関係の問題	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%

(表2-27 職種別でみた困難さを持つ事例について つづき)

困難さを持つ事例	社会福祉士		精神保健福祉士		保健師		保育士	
6：慢性化・常態化	4	23.5%	1	20.0%	2	18.2%	3	27.3%
7：所属機関の虐待対応への理解	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%
8：支援の手ごたえのなさ	4	23.5%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
9：決定打のなさ	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%	2	18.2%
その他（意見など）	0	0.0%	1	20.0%	2	18.2%	2	18.2%
事例なし	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%
合計	17	100.0%	5	100.0%	11	100.0%	11	100.0%
困難さを持つ事例	臨床心理士		教員		社会福祉主事		その他・未記入	
1：機関間の共通理解が困難	1	7.1%	0	0.0%	1	14.3%	1	7.7%
2：状況の把握が困難	1	7.1%	1	12.5%	1	14.3%	0	0.0%
3：制度や法のシステムの問題	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
4：支援の拒否	3	21.4%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
5：機関同志の関係の問題	0	0.0%	1	12.5%	1	14.3%	1	7.7%
6：慢性化・常態化	2	14.3%	1	12.5%	0	0.0%	4	30.8%
7：所属機関の虐待対応への理解	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
8：支援の手ごたえのなさ	3	21.4%	0	0.0%	3	42.9%	2	15.4%
9：決定打のなさ	1	7.1%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他（意見など）	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	15.4%
事例なし	2	14.3%	1	12.5%	1	14.3%	2	15.4%
合計	14	100.0%	8	100.0%	7	100.0%	13	100.0%

職種別で「初期対応のときの困難事例」をみていくと、＜会えるけど拒否＞の事例がどの職種も多くみられました。回答数の少ない中での割合になるため、職種を代表して言えるものではありませんが、どの職種も1回は会えても、その後に会えなくなっていく事例の回答が多くみられました。特に保健師では、その割合が全体の72.7%になり、これは、予防接種や子育てについて、健康問題など誰にでも家庭訪問できる理由を使ってアプローチをしやすい職種ですが、一般的な理由での家庭訪問となってしまう、次の訪問や面談に繋げていくことの困難さを示しています。また、全く会えないことで、安全確認ができないことを困難と考える職種の割合は、全体的に多くみられました。

「困難さを持つ事例」については、全体的に＜支援の拒否＞、＜慢性化・常態化＞、＜手ごたえのなさ＞の事例が挙げられています。＜機関間の共通理解が困難＞は、社会福祉士、臨床心理士、社会福祉主事が挙げており、特に一時保護や家庭引取りとなった場合に、支援方針の決定に対しての見解の相違が述べられていました。また、＜関係機関の虐待対応への理解＞については、保育士と教員のみが答えていましたが、所属機関からの通告ということをして対応を依頼していることを答えており、子どもの所属としての職種でもあることから、双方の

立場や状況が解り、対応としての困難と回答した可能性があることが考えられました。

また、職種が「未記入、その他」で職種不明なものが全体の15.4%あり、それらが振り分けられれば、もう少し職種別の傾向が見えた可能性があります。

#### 4) 経験年数からみた初期対応のときの困難事例・困難さを持つ事例について

表2-28 経験年数からみた初期対応のときの困難事例について 回答数（人）

初期対応のときの困難事例	1年未満～3年		4年～6年		7年以上		経験年数未回答	
A：会えない	9	18.0%	2	13.3%	3	17.6%	1	25.0%
B：会えるけど拒否	19	38.0%	8	53.3%	4	23.5%	0	0.0%
C：関係機関の対応	4	8.0%	2	13.3%	3	17.6%	1	25.0%
D：通告元が判明することへの不安	5	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
E：虐待かどうかの判断が困難	2	4.0%	1	6.7%	0	0.0%	1	25.0%
F：システムが整っていない為に生じる困難さ	3	6.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
G：関係機関連携の困難さ	1	2.0%	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%
その他（意見など）	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事例なし	6	12.0%	1	6.7%	5	29.4%	1	25.0%
合計	50	100.0%	15	100.0%	17	100.0%	4	100.0%

表2-29 経験年数からみた困難さを持つ事例について 回答数（人）

困難さを持つ事例	1年未満～3年		4年～6年		7年以上		経験年数未回答	
1：機関間の共通理解が困難	4	8.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
2：状況の把握が困難	4	8.0%	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%
3：制度や法のシステムの問題	2	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4：支援の拒否	10	20.0%	2	13.3%	1	5.9%	0	0.0%
5：機関同志の関係の問題	2	4.0%	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%
6：慢性化・常態化	7	14.0%	4	26.7%	5	29.4%	1	25.0%
7：所属機関の虐待対応への理解	1	2.0%	1	6.7%	1	5.9%	0	0.0%
8：支援の手ごたえのなさ	7	14.0%	2	13.3%	0	0.0%	2	50.0%
9：決定打のなさ	3	6.0%	2	13.3%	2	11.8%	0	0.0%
その他（意見など）	5	10.0%	2	13.3%	2	11.8%	1	25.0%
事例なし	5	10.0%	1	6.7%	2	11.8%	0	0.0%
合計	50	100.0%	15	100.0%	17	100.0%	4	100.0%

経験年数では、3年までの経験者を新任期とし、4年～6年までを中堅期、7年以上をベテラン期として、3つのグループに分けて事例との関係をみていきました。

「初期対応のときの困難事例」では、新任期にあたる経験3年までの中には、「初期対応を

持たない」との記載や、事例の記載の無いものがありました。また、7年以上のベテラン期で事例の記載が無かったものが全体の29.4%ありました。どのグループも〈会えるけど拒否〉が多く、次に〈会えない〉でした。新任期とそれ以降で違ったものでは、〈通告元が判明することへの不安〉で、4年目以降にはありませんでした。保護者と虐待の事実関係について話をしていく際に、所属の通告があれば虐待事象を明らかにすることで通告元がわかってしまうことがあります。保護者と話をしていく上では、より核心に迫った話をする事ができ、結果として子ども虐待を止めるための話ができます。4年目以降で〈通告元が判明することへの不安〉がなかった背景として、その有効性について所属に丁寧に伝え、理解を取り付けた上で話ができるようになるからではないかと考えられます。

「困難さを持つ事例」を割合が高い順でみると、新任期は〈支援の拒否〉が一番高く、次いで〈慢性化・常態化〉、〈支援の手ごたえのなさ〉の順で割合となっています。

また、中堅期では、〈慢性化・常態化〉の割合が一番高く、次いで〈支援の拒否〉、〈支援の手ごたえのなさ〉、〈決定打のなさ〉が同じ割合で高く、ベテラン期では〈慢性化・常態化〉の割合が一番高く、次いで〈状況の把握が困難〉、〈機関同志の関係の問題〉、〈決定打のなさ〉が同じ割合になっており、経験のある支援者は、状況を改善するために関わる際に、「決定打」となるものが無く、関わりが困難と考えている傾向がみられました。

## 第三章 困難事例への支援について【解釈編】

### 1. 市区町村における子ども虐待防止の基本的な考え方

#### 1) 子ども虐待とは何か

子ども虐待とは、様々な事情があり保護者が子どもの養育責任を果たせず、本来護られるべき子どもの権利が護られていないことを言います。

その背景には、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、精神的、経済的、身体的、社会的等の要因が複雑に絡み合っていると考えられています。

#### 2) 私たち市町村が行う支援とは何か

虐待通告は、子どもとその保護者への支援の始まりです。通告をきっかけに、その子どもと保護者の暮らしに“介入”することができ、私たちは速やかにかつ確実に支援へとつなげる対応をこころがけることが大切になります。

まず、私たちの支援は保護者が支援を受けたいという思いを動機づけることから始まります。その際、私たちは“子どもを中心とした視点”を持つことが必要です。

一方で保護者や家族を中心に視点を置いて支援の動機づけをしていくアプローチをとると、結果として、子どもの扱いにくさなど保護者や家族が一方的に感じている子どもの問題だけを引き出してしまうことになり、主張が弱い子どもの支援が後回しになりがちです。

実際、私たちは子どもに直接的に何らかの支援をすることよりも、むしろ保護者に対して何らかの支援をすることが多いのですが、それは結果的に子どもに還元される（子どもの育ちのニーズが満たされる）からなのです。私たちは「子どもにとってどうなのか」という視点を忘れず支援を行っていくことが求められます。

#### 3) 保護者と協働して子どもを支援すること

私たちが保護者と協働して子どもを支援しなければならないという児童福祉法に記載されている「児童育成の共同責任」を果たす姿勢を維持しながら“子どもを中心とした視点”によるアプローチを実践するためには、子どもを虐待してしまう保護者への言動を精神疾患や発達障害といった分類化によって理解できることもあります。しかし、保護者のこれまで生きてきた辛さが背景にある場合もあります。

保護者が、自分の育てられた体験をもとに子どもを育てようとするのは当たり前のことです。子どもを虐待してしまう保護者に限らず、多くの保護者はその体験を様々な意味づけて子育てをしています。保護者自身が人生において辛く厳しい体験は、そのまま放置しておく人生の様々な場面において生きづらさを感じさせるようになり、子どもにも影響を与えることとなります。

子どもを虐待してしまう保護者の言動を読み解き、その育ちを理解することは、保護者と協



働いて子どもを支援するうえで、大切な視点を提供してくれます。

そのため、まず、今の子どもとの関わり方を通じて、保護者自身の子ども時代の育ち、すなわち育てられた体験について聴き取ることです。そして、それを保護者自身がどのように意味づけているのかを確認します。

そうすることで、保護者がなぜ子どもに対して虐待と言われるような養育をするのかという理由が理解でき、また、「保護者の養育力」（強さと困難性）のアセスメントも可能となるのではないかと思います。

もちろん、保護者の育ちを理解するためには、保護者からそれを聴き取ることのできる関係を築いていくことが欠かせません。

そしてそれは子どもの支援のためであり、それを行う際にも「子どもの育ちを一緒に支えたい」というメッセージを明確に伝えることが必要です。「あなた（保護者）が抱えている問題の解決を支援したい」というメッセージは、かえって保護者の持つ劣等感を刺激し、怒りをかうことになりかねません。

保護者自身のできていることを認め、エンパワメントしながらも子どもを中心に置き、多機関で連携を図り家族へ働きかけることが重要です。

#### 4) 「家族の構造的問題」として把握すること

子ども虐待への支援を考えるうえでは、保護者の育ちを理解する視点も含めて、「家族の構造的問題」として把握することが大切であるとされています。家族の構造的問題とは、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係等を指しています。これは「家族と環境要因」と言い換えることもできます。

私たちは子ども虐待への支援を考える際に、子どもとその保護者の問題として限定的に考えるのではなく、それらの多様な問題が複合、連鎖的に作用していることを理解し、家族への総合的な支援を行うことが重要です。

#### 5) 子ども虐待への対応

子ども虐待への対応については、次の3つのプロセスがあります。

- ①虐待が起きる前の対応：子育てに不安を抱えている保護者に対して、子育て支援サービスなど地域や関係機関がきめ細かな支援を行うことにより、虐待の未然防止につながる第一歩となります。
- ②虐待への早期発見・早期対応：虐待をしている保護者も、本当は「支援」を必要としています。早期発見・早期対応は、子どもや保護者が必要な支援やサービスにつながるための第一歩となり、閉ざされた家庭で虐待がさらにエスカレートすることを防ぐことにつながります。

- ③虐待の再発防止：虐待を起こしてしまった保護者には、今後、虐待を起こさないように新たな家族関係を構築することが必要です。そのため、養育に関する知識や技術の向上、同居家族以外の家族による協力の必要性など保護者自身の虐待に関する理解や子どもの理解と関係機関による支援が重要になります。

子ども虐待は、誰にでも、どこにでも起こりうるという認識にたち、より子ども虐待が発生しやすい環境下にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていくことが重要です。

私たち市区町村は、住民にとって最も身近な相談支援機関として、様々な社会資源を活用し、長期的視野に立った支援を行うことが重要な役割となっています。

## 2. 困難事例とは何か

私たちが子ども虐待に対応する時、様々な困難な事例に遭遇することがあります。例えば、保護者自身が攻撃的・衝動的な性格をもっている、精神障害・知的障害・慢性疾患を抱えている、アルコール依存・薬物依存等がある、保護者自身が虐待を受けて育てられた経験がある、保護者の未熟さからくる育児に対する不安やストレスが高い状態が続いているなどです。

実際に支援が困難な事例としては、以下の状況が考えられます。

### ○保護者自身の性格や育ち等に起因する

- ▷支援の拒否：不在、居留守、言葉による強い拒否
- ▷状況把握が困難：生返事や「わかりました」などと言うが、実際には訪問等をキャンセルする
- ▷いろいろな条件を出してくる：「お金がないから」「2週間後に子どもと会わず」など条件を出してくる。
- ▷協力的な態度を見せる：愛想がいいが、変化がなく、虐待が継続する
- ▷挑発：「子育てもしたこともないのに！」と担当に詰め寄る
- ▷話が伝わらない：いろいろ指導や助言をするも、内容を理解していない

### ○保護者の持つ要因と合わせ、家庭環境が起因する

- ▷慢性化・常態化：保護者の精神疾患、知的障害、慢性疾患やアルコールなどの依存症、多子、養育能力の不足など様々な養育上の課題を抱えたネグレクト家庭
- ▷支援の手ごたえのなさ：いくら関わっても、改善が見られない家庭

### ○社会的環境

- ▷ひとり親世帯、ステップファミリー、内縁関係、核家族化
- ▷転居、離婚、死別
- ▷失業、転職、不定的就労、生活保護廃止や拒否など経済的不安定
- ▷夫婦やパートナーとの関係性（支配的な関係等）

- ▷ 近隣関係や近所づきあい
- ▷ 外国籍の保護者、国民性

○ 制度や法のシステムの問題

- ▷ 夜間や週末の就労が必要だが、子どもの預け先がない
- ▷ 夜間放置や子どもの放置について明確な定義が定まっていない
- ▷ 言葉が通じない保護者への支援

○ 関係機関との連携の困難

- ▷ 保護者との関係性の悪化を恐れて通告しない
- ▷ 通告元を明かさないうちも虐待への対応
- ▷ 不登校やいじめ問題と児童虐待のリスクの認識の差
- ▷ 一時保護についてのリスクの認識の差

支援が困難な事例としては、「保護者との関係による困難さ」「事例内容による困難さ」「関係機関との連携の困難さ」に大別できます。

### 3. 困難事例に対する支援者の視点

それでは、支援が困難な事例について、どのような視点を持って対応を考えていくかですが、

- なぜ、保護者はそのような態度（拒否的など）をとるのだろうか？
  - このことについて、いくつか仮説を立ててみる。
- 何が、そのようにさせているのか？
  - 生育歴や他の機関との対応状況など、その保護者自身が持つリスクを把握する。

上記の視点を持ちながら、

- ①客観的な情報（家庭の家族構成や精神疾患、他の機関の状況など）を把握する。
- ②その情報を基に、どのような課題があるかを整理し、アセスメント（リスクやニーズ）を行う。
- ③他の機関との連携、協働についての重要性を再認識する。
- ④支援の目標を定め、どこまで関われるか等の限界も検討しておく。
- ⑤包括的な視点（総合的な視点）を持つ。

### 4. 困難事例に対する支援者の姿勢

次に、支援が困難な事例に対応するため、私たちはどのような姿勢で支援を行うべきかですが、「保護者との関係による困難さ」と「事例内容による困難さ」への対応の視点から考えて見ると、以下のように整理されます。

## 「保護者との関係による困難さ」への対応として

### 1. 支援者自身の自己理解

→ 自分自身の「弱いところ」「強いところ」の把握

- コミュニケーション力があるか
- 人の言うことを気にするタイプか
- 話を傾聴するタイプか、相手をコントロールするタイプか
- 挑発された時の感情のコントロールができるか
- 拒否された場合、冷静に対応できるか

など、対応する前に自身の振り返りを行う。

### 2. 役割の理解と説明

→ 家児相として、また、機関としての役割についての理解

→ 私たちはこんな風に関わりますという見通しや目的の共有化の説明

### 3. 保護者の行動や態度についての理解

→ 保護者の態度について、態度そのものに捉われず、客観的な情報を基に態度の裏側にあるものを見ていく

### 4. 反応への予測

→ ケースをアセスメントし、その段階ではこういう反応をするだろう、その反応に対してこんな風に対応しようと予測しておく。そうすることで、ケースの難しい反応に冷静に対応できる

これらに踏まえて次の①②③の点も考慮しながら、問題解決へのアプローチについて検討していく必要があります。

- ① 保護者を責めないことの重要性
- ② 保護者の強みの尊重
- ③ 家族の力をうまく活用できないかなど、家庭全体へのアプローチなど方法の検討

## 「事例内容による困難さ」への対応として

### 1. 家児相だけですべて解決できないという認識

→ 多くの関係機関による連携が必要であり、一人では解決しないため、コミュニケーション力を高め、関係機関との調整を図る必要があります。

### 2. 組織として長期にわたる支援体制の構築

→ 困難事例ケースでは、どうしても長期間にわたる支援が必要である場合が多いため、担当者が変わっても、継続した対応ができるように考えておく必要があります。

このためには、支援のゴールを設定し、常に目的を持って関わるのが重要であり、子どもと家庭のニーズを把握しながら、新たな関係機関などとの連携など、常に、状況に応じた工夫が求められます。

### 3. 関係機関との調整における姿勢

→ 関係機関との連携も重要ですが、ともすれば、関係機関との調整に労力が割かれることがあることから、機関調整の姿勢は重要な要素となります。

- 関係機関への丁寧な対応（ソーシャルワーク技術やアセスメント力の取得・向上）
- 関係機関との日常的な連携・協力関係の構築（特に児相との連携と、説明力の向上）

### 4. 自己研鑽

→ 「情報収集し、アセスメントを行い、支援する」という一連の流れを行うには、社会学、心理学、発達心理、臨床心理、家族療法理論、ソーシャルワーク理論など、常に自己研鑽に努めておく必要があります。

#### 「困難事例における対人援助における支援者側の視点や姿勢」について

- ✓ 自分の役割をきちんと理解し、対外的に説明ができる。
- ✓ 市区町村は支援がベースですが、状況により介入的な役割があることを認識しておく必要があります。
- ✓ 支援者は万能ではなく、間違いや思い込み等、ヒューマンエラーがあることを前提とし、自分だけで解決しようとせず、常に「なぜなのか？」を考えながら、「大したことはない」と勝手に判断せず、職場の同僚やSVなどと常に相談し、協働しながら対応することが重要です。

支援が困難な事例への対応については、劇的に低減させるような「特効薬」は存在せず、保護者や子どもに関わる支援機関が協働による体制を整え、個々の支援者の対応技量を向上させることが重要です。

そのうえで、課題解決にどのくらい時間がかかるか、どのようなアプローチをすれば解決につながるかなど、支援のゴールを設定することで、対応の出口をイメージすることができ、支援者側のメンタル面のダメージの軽減にもつながるものになります。



## 第三章 困難事例への支援について【対応編】

### 1. 事例とその対応のヒントについて

記載している事例については、今回の市町村を対象としたアンケートで得られた困難事例をもとに当研究会参加の実務者で協議し、特に直面する機会が多いと考えられる14事例を作成し、その対応について検討したものです。各事例の見出しには、第二章で分類した、「初期対応のときの困難事例」「困難さを持つ事例」の 카테고리を表記しています。

特に対応については、虐待への警告や指導といった強制的な介入の姿勢ではなく、子どもとその家族に寄り添うような支援の姿勢を重視して記載しています。これは、市区町村のもつ、複数の部署による多面的な支援、地域の見守りによる継続的な支援ができるという社会資源のもと検討したものです。

記載している視点や対応のヒントは一例に過ぎず、この他にも有効な対応方法や技法がありますが、事例と対応方法を読まれることで、他の支援者がどのような視点で考え、どのような対応をするのかを知ることができると思います。この対応方法を、直接使うことがなくても、市区町村としてできる支援のあり方や考え方のヒントとなることを期待しています。

## 2. 具体的な対応の工夫

### 会えない

事例1. 移管連絡のあった転居を繰り返す子どもとその家族で、所属がないため家庭訪問を行うが、何度訪問しても居留守を使っているのか出てこない。オートロックのため、玄関の様子もわからない状態が続いている。居所不明になる心配もあるケース。

#### • 視点

- 高頻度の転居自体をリスク要因として捉えておく。
- 継続して、様々な手段・方法で安全確認を行っていく必要がある。
- 原則48時間以内としている安全確認ができない場合、児相への報告、助言を求めることも視野に入れる。

#### • 対応のヒント

移管時の転入情報の引継ぎについて本人の同意を得ていることが前提ですが、本人の同意がない場合は移管元との打ち合わせにて、移管元から紹介してもらいます。それが難しいようであれば、対応を協議し訪問理由を検討します。また、移管情報から、虐待事象の種別と重症度を確認し、移管元ではどんな方法で安全確認をしていたかを調査しておきます。

訪問では転入時には必ず子どもを含めて対面であって、(子育てサービスの情報ツールを提示しながら)『子育て支援サービスは市区町村によって違うんです、市の子育て支援のサービスを伝える事になっている』、『転居してきた子育て世帯へは訪問させていただいている。』もしくは『困った事がないかの話を聞かせてもらっている』などと、家庭訪問や面談が特別の事ではないことを強調しながら保護者へメッセージを伝えていきます。

また、平行して、母子保健や手当関係、子育てサービス等の利用の可能性があるのであれば、関係各所へ協力を要請、地域の民生委員等へも協力を要請しておきます。

複数回の訪問や、それらをふまえても、原則48時間以内としている安全確認ができず、転居を繰り返す中で長期間にわたり、安全確認が出来ていないなどで重症度が高い場合は児相への相談、協力要請について検討を行うべきです。

なお、面談が出来た際には、定期的に行われる未就園児など所属がない子どもの状況把握調査についてもふれ、今後の協力を要請しておくことが好ましいです。その際には連絡がつきやすい携帯番号や、連絡してもよい時間帯などを確認しておくことで、相手への配慮が伝わり、安心感を与えることもできると思われます。

### アプローチの具体例

- 主任児童委員や民生委員への協力依頼を行います。『連絡がつきにくい子どもがいますので、しばらく電気がついていないのか、洗濯物が干してあるか等在宅時の状況を見ておいていただけますか。○週間後に電話で教えていただけますか。』と期限を限定することも大切です。

- あえて1回で資料を持参しないことで、複数回の面談につなげる。『〇〇の資料を持参しなかったもので、また持ってきます』
- 子どもへ手作りの玩具などを貸します。『次に返してくれるといいですよ』
- 未就学児には転入後にアンケートを送る取組みがあり、回答がないと訪問することになっている。『アンケート回答がない家庭に訪問させていただいています』
- 情報提供を目的に訪問する。『予防接種のこと、近隣の医院の情報を伝えに訪問している』など

～ 投函する手紙の例 ～

『私たちは子育て相談の窓口です。転入いただいた方へ、〇〇市の子育て支援情報などをお伝えできたらと思っています。子どもさん・保護者の方にお会いしてお話しをさせていただいています。何か少しでもお役に立てることがあればと思っていますので、一度ご連絡をください。』

(連絡がなければ)

『以前お伺いしましたがご連絡がありませんでしたので、再度お伺いしました。転入後、何かご不安なことなどはありませんか？〇月〇日〇時頃、再度訪問させていただきますので、ご自宅にいてくだされば幸いです。ご都合が悪い時にはご連絡ください。ご連絡お待ちしております。』

(アプローチを続け、それでも連絡がなければ)

『連絡がとれなくてとても心配しています。他機関へも相談させていただくこともあります。必ずご連絡ください。』など。

(兎相への相談は前市区町村の情報もふまえてリスクアセスメントし判断していく)



会えるけど拒否

支援の拒否

事例2. 子どもにアザがあり、所属機関からの通告を受けて家庭訪問し保護者に話を聞いたところ、保護者は暴力があったことは認めるが、一方で「これは家のしつけ」「他人の家のことは放っておいてくれ」「私も親から同じようにされてきて間違っていると思わない」と話合う余地がない状況である。その後も事象が繰り返される度に保護者への指導を行うが「仕事だからきているだけだろう」と話を真剣に聞く様子が見られない。

• 視点

- 軽～中度の虐待事象が繰り返され、エスカレートする可能性が高い
- 保護者自身が子どもへの対応方法の誤りを認めないことで、支援機関との対立関係に陥りやすい

• 対応のヒント

保護者が面会等に応じ児童虐待の事象について説明はするものの、保護者と家児相のやり取りが平行線になって保護者の行動が改善されなかったり、家児相からの一方的な指導になると対立関係に陥ることがあります。

そのため、まずは保護者の「こうなってほしい」という熱心な思いや頑張りを認めて、子どもへのしつけの考えがあることを一旦受け止め、気持ちを丁寧聞いていくことが大切です。その中で、言うことをきいてくれない子どもへのストレスや、いくら言っても伝わらない残念感、親としての焦り、育児への負担感などを十分に聴き取ることが必要です。そのうえで、暴力でしつけをすることが問題解決につながらない場合や、より過度な暴力につながる可能性があることを伝えるとよいでしょう。例えば「お母さん（お父さん）の叩いてでも、子どもをしつけないといけないという思いは、それだけ子どものことを思っていることだとは理解できる。ただ、暴力で対応することで、子どもも解決方法として暴力を用いるようになっていたり、暴力で解決することはその場しのぎでありその暴力が次第にエスカレートすることになる」という言葉で説明することがあげられます。

「他人の家のことは放っておいて」と言われた場合であっても、「市区町村として、家庭とともに子どもの成長を見守る責任があるので、関わらせていただきたい」「母や父のやり方を責めるための話をするのではなく、よりよい対応方法を一緒に考えるために協力したい」という言葉で説明し、家児相が関わる理由や、一方的な指導や監督をするのではないことを率直に伝えることで、相手が安心することもあります。

保護者との信頼関係を築くためには継続的に関わり続けることが必要です。一方的な指導だけでは受け入れられにくいので、保護者自身が今まで対応して暴力以外でうまくいったことは何か確認する等、保護者自身の持っている力を引き出し、暴力以外の対応を検討します。また、「次の訪問時まで暴力以外で対応できたことがあれば、覚えておいて教えてほしい」等、次回の訪問につなげることも一つの方法です。

また、保護者自身が叩かれて成長し、叩かれたことを肯定している場合は、保護者がどのようにしつけられたのかを聴く中で、「『叩かれた』ことより、『叩かれたことで善悪の区別を覚えてもらった』ことが大切なのではないか」と認知の修正を図ったり、「叩かれるということ



は恐怖が残ってしまい、子どもの心や脳に良い影響を与えない」ということ、「エスカレートしてしまう」ということを話しておくことも大切です。保護者によっては言葉での説明より、リーフレット等を用いた方が理解しやすい場合があるため、各市区町村で発行しているリーフレットや『愛の鞭ゼロ作戦』リーフレットを用いて説明することも効果的なことがあります。

ただし、ケガの重症度が大きい場合や、頻度が高い場合は、一時保護の検討を視野に入れて児相に相談することも必要となります。状況によっては、その事を保護者に伝えることで、行動の抑止につながることも考えられますが、保護者に一方的な警告や突き放しとして捉えられると家児相との関係悪化につながる恐れや、体罰の代わりに言葉の暴力へと移行して、かえって子どもが受けるダメージは大きくなる可能性があるため、伝え方は保護者がどう反応するかを考慮しながら慎重に検討します。「児童相談所が子どもにとって危険と感じた場合は、両親が子どものために思っていることだとしても、子どもの安全のために一時的に保護者のもとから分離させられることがある。そうなることは、親も子どもも望んでいることではないので、そうならないために別の対応方法がないか考えましょう」等、説明することもあります。

## コラム

### ①『愛の鞭ゼロ作戦』(<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>)

子どもへの暴言や暴力が「子どものためにおこなっている」としても、子どもの脳の発達に深刻な影響を与えるため、そのような『愛の鞭』をなくしていくことを説明した資料です。『健やか親子21（母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんなで推進する国民運動計画）』において公表されています。リーフレットやポスターとして市町村名を入れて配布することができます。

### ②『家族参加型支援会議』

所属の学校から、子どもの顔面が腫れており、聞き取りでは父親から殴られたようだとして市に通告が入りました。暴力は以前からあり、学校から父親へは話をしていましたがエスカレートしていました。子どもには登校しぶりが出ており、対応が難しい状況がありました。担当者は今の状況を改善していくために、親子と支援者が一緒に安全安心の生活を考えていく「家族参加型支援会議」の開催を提案しました。

#### 会議の参集

担当者からは、「市は今回の出来事（虐待事象）が起こった事を心配しています。一度お父さんお母さんと会ってお話を聞かせてもらいたいと思っています。」「これからお家で安全安心に生活していくためにはどうしていけばいいのかを、一緒に考えさせてもらいたいと思っています。」「親御さんを責める場ではないので、安心して来てください。」と伝えました。父親は「行かない」と言っていたのですが、何度か話をしていくと参加を了承されました。「お父さんお母さんを助けてくださる方と一緒に来ていただきたいのですが、どなたかいらっしゃいますか？」と伝え、話し合いで親子が孤立しないことや、親子側に立って支援してもらえる人の参加を促していきました。

#### 話し合い（会議）

○家庭の中で何が起きているのか状況を確認しました。○今できていることや、家族のつよみになる部分を出してもらいました。○親子が安心安全に暮らしていくための“目標”を設定しました。○家庭で自分(達)ができる事を出してもらい、支援者も一緒になってアイデア出しをして、その中からできる事を選んでもらいました。○話し合いの内容を全員で確認し、記録(ホワイトボードを写真に撮るなど)をその場で渡し、次回の約束をしました。○最後に、話し合いに参加した事で、子どもにきつくあたらないことを父親に約束してもらい会議を終えました。

#### 会議を終えて

話し合い中では、自分達家族のために集まってもらった事へのお礼を述べられる場面もあり、父親と虐待事象について対峙せずに話をする事ができました。

対応策は、家族一人ひとりが自らできることを選択されました。

今後も引き続き関わっていくことを参加者全員で確認しました。



### 会えるけど拒否

### 支援の拒否

事例3. きょうだいが多いが、ほとんどが学校や園を休んでいる。家は足の踏み場もない状態で、上の中学生は幼児の弟や妹の世話をさせられている様子だが、「学校より楽しいと言っている」「弟や妹が体調不良で保育園を休んでも自分は仕事でみることができない」などの理由を話し、保護者は支援を拒否している。

#### ・視点

- 半強制的に登校禁止にさせられている可能性。
- 家の中が不潔、不衛生であれば健康面のリスクかつ、特に幼児は誤飲や目離しの怪我のリスク。医療ネグレクトの可能性にも注意。
- 子どもがヘルプを出す先はあるか、作ることが出来るか。

#### ・対応のヒント

対応の前提として、保護者を責める指導はあまり効果が得られない可能性が高いと思われます。ただし、大抵の保護者は現状を良いとは思っていない場合や、どうしようもない状況に陥っている場合であり、保護者が困っており、どうにかしたいという共通認識を持ったうえで、どうなっていきたいかを保護者と話し合っていく姿勢が必要になります。そのため、保護者が育児より仕事を優先しなければならない理由は何なのか、家族歴や、親子の関係性、生活実態や経済状況等を具体的に把握することで必要な支援を検討します。経済的に困窮しており、仕事のために子どもを放置している状況であれば、子どもの安心と安全を第一に考え生活保護制度の利用も検討します。保護者もよくわからない借金があるようであれば、市の無料法律相談など弁護士へつなぐ必要性もでてくるでしょう。

あわせて、子どもの個々の育ちのアセスメントを行う必要があります。子どもと保護者の状況に合わせて、少しでも負担感を軽減するために、ヘルパーや家事支援事業、送迎、レスパイト事業などの福祉サービスにつないでいくことも検討します。

そして保護者不在の時に高熱や誤飲など不慮の出来事があった場合の連絡手段など具体的に確認していくことで保護者と子どもの安全について共有化し、危険な状況への気づきを促すこともひとつです。保護者として懸命に働き、子ども達の世話をしていることを労うことも大切です。長期スパンで関わることを考慮に入れ何度か訪問し、家庭の困り感を見つけ支援していきます。保護者と一緒に部屋の片づけをしたり物を整理する場所について考えたりしながら、保護者からニーズが出てくることを待つという長期的な視点で関わる覚悟も必要です。また、訪問の際に子どもらとはボードゲームなどで一緒に遊びながら、上のきょうだいには『弟や妹のご飯用意しているの?』『最近、ひとりで困ったことはあった?』『中学校の先生や友達と連絡することある?』などを尋ね、面倒を見させられる負担をどう感じているのか、親が帰ってこないことはないか、「学校より楽しい」というのはどういう点なのかを聞きます。子ども自身の社会性・力をつけてもらうことも一つの目標であり、家とは違う場所・機関に繋ぐなかで、どうしたらいいかわからず困った時に保護者以外にヘルプを出せるように、家児相などの連絡先を伝えておくともよいでしょう。

一方で全く登校できない状況が続くようであれば、強制はしていなくても登校させないことは、子どもが教育を受ける機会を損なうネグレクトにあたることを教育委員会から伝えてもらうよう依頼し、市区町村からは不潔や不衛生などの環境を改善するよう、助言と指導を重ねていきます。それでも状況が変わらず、放置や衛生状態が悪化してきた場合には、児相と事前に検討したうえで『子どもの安心と安全が守られていないと判断された場合は、一時保護される可能性もあります』とも伝え、児相の介入を促すことも視野に入れます。また、きょうだいが学校・園に全く来ないのであれば、安全確認の必要性があるため、登校はできなくても、学校や家児相の家庭訪問には応じるよう約束を取り付けることも必要です。

#### 【その他、利用できるとよいサービス】

- 弟らの園への送迎が負担に感じている場合、金銭面に余裕があればファミリーサポートセンター事業の利用を促す。
- きょうだいが体調不良の際には病児保育を利用するよう促す。
- 親に精神疾患もしくは障害があれば、子育てと家事の負担軽減のために病院受診かつ計画相談やヘルパー利用を勧める。

**関係機関の対応**

事例4. 子どもの所属機関が、保護者との関係悪化を恐れて通告してこないことがある。または、所属機関からの通告とせずに対応してほしいと言われた。

**・視点**

- ・虐待の事実について具体的に保護者と話し合う必要性
- ・保護者との関係よりも子どもの安全、安心と健全育成を優先することを伝える
- ・家児相としても、保護者と所属機関の関係が悪化しないように配慮する

**・対応のヒント**

子どもの所属機関である学校や保育所等からの通告内容を保護者に伝えないと、虐待事象について保護者と話し合えずに問題が焦点化できないこともあります。特に所属機関でしか知りえない場合は、所属機関と丁寧に話し合う必要があります。

一方で、所属機関にとっては、『学校（保育所）が、役所に家庭の状況を勝手に伝えた』『学校（保育所）が、保護者が子どもに対して虐待していると捉えている』と保護者が感じることで、保護者との関係が悪化し、保護者が所属機関に対して素直に話をしなくなることや、逆に苦情を呈すること、場合によっては子どもを登校（登園）させなくなることを心配しています。

『児童虐待の防止等に関する法律』第七条には躊躇することなく虐待の通告が行えるようにとの趣旨から「通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」とあるため、家児相が保護者対応をする際に、所属機関の許可なく情報元を明言することは避けるよう配慮したいところです。しかし、情報元を明言しなくても虐待事象を知っているのが所属機関しかない場合は、自ずと所属機関が情報元であると保護者に知られるため、通告元を無理に隠すことで、保護者と所属機関の関係が一層悪化することもあります。

これらの面から、子どもの所属機関である学校や保育所等からの通告であった場合は、所属機関の保護者対応への苦慮にも理解を示しつつ、所属機関からの情報だと伝えることへの了解を得たうえで情報元を明言した対応を行えるとよいのですが、そのためには所属機関に対して通告時の対応方法を従来から協議しておけるとよいでしょう。これは、定期的な市区町村の実務者研修や連絡会の場が想定されます。また、個別で対応しているケースの場合は、ケースのコンサルテーションとして、どのような場合に通告として対応するのか、それとも所属機関からの指導にとどめるのか、また保護者にはどのように伝えるのかといった点を協議しておくとう円滑に進みやすいでしょう。

家児相としても、所属機関と保護者との関係が悪化しないように、対応には最大限に配慮することが大切です。例として、保護者と話をする際も『原因不明のケガや、受傷状況に説明がつかない怪我があれば所属機関は役所に報告する義務がある』というように、虐待と判断したのではなく、報告する義務があり、子どもを心配してのことである、ということを伝えると保護者も納得しやすいでしょう。

～ 所属機関へ伝える内容の例 ～

児童虐待は所属機関と保護者との関係のみを重視するのではなく、子どもの安全状況・養育状況をもとに考える必要があります。これは所属機関だけの考え方ではなく、子どもにかかわる分野全体の考え方であるため、『原因不明なケガや暴力によって起きた可能性のあるケガを発見した場合は、所属機関が市町村に報告する義務がある』と通告は一般的に義務として行われることを保護者に説明します。

また、家庭や子どもについては『日頃から気にかけている』というメッセージを伝えるために、『ケガが多い』『保護者の子どもに対する態度が荒っぽい』『食事を摂れていないことがある』等の気になることがある家庭には、従来から声掛けをして家庭の状況を確認し、長期間続いたり頻度の多い場合は『改善がない場合や悪化した場合は市区町村に連絡する義務がある』と保護者に伝えておくといでしょう。ただし、そうならないように、保護者が所属機関や市区町村に、自ら相談することができるように促してもらうことが大切です。

### 通告元が判明することへの不安

事例5. 親族から電話で「姪が父親から日頃からひどい暴言を受けている」等という親族しか知りえないような内容で通告が入った場合、家児相としては、どのように対応したらよいか。

#### • 視点

- 子どもの安全が最優先
- 家庭内での虐待は見えにくくエスカレートしやすい
- 家族情報（ステップファミリーやDV傾向がないか等）からリスクを想像する
- 子どもがヘルプを出せる先づくりを目指していく

#### • 対応のヒント

初期対応として、まずは通告者から、具体的な虐待事象（いつ頃から、なぜ虐待を疑ったか）を聞き取り、子どもの安全確認と、子どもから直接聞き取る方法を検討します。平行して、住基等の基本情報、子どもの心身の状況、登園登校状況、他に把握している者はいないか、家族関係や家庭状況等について、関係機関の協力も得ながら、調査を行います。

子どもの親権の取り合いから、親族がこのような相談や通告を行うケースもあることから、事実情報を丁寧に聞いていくことが大切です。まず、どのくらい、通告の中身を具体的に説明できるか、明確化しましょう。その過程で怒るなど、感情的になる場合は、親族間のトラブルがある可能性が高いです。具体的であれば、心配の可能性が高いですが、曖昧であれば直接目撃した人物から話を聞かせてほしいと依頼しましょう。

虐待事象が確認できなかった場合も、一定期間、所属機関への見守り依頼など調査期間を設けるとともに、母親がいる場合は、DVの可能性も視野に入れ、母子での避難など、相談機関としてつながる方法についても検討します。

### アプローチの具体例

- 所属機関で聞きやすい人へのアプローチを検討します。きょうだいがいれば、きょうだいへのアプローチも検討し、『家族関係は仲がいい？』『よく怒られたりする？』『どんなことを褒められる？』『どんなとき叱られる？どんな風に叱られる？』などと家族関係を把握するための声かけを工夫しましょう。
- 別視点でのアプローチとして、近隣住民への聞き取りも方法のひとつです。『この付近で心配情報（どなり声や泣き声）がありましたので訪問させていただいています。お子さんに話を聞かせていただくなどの、ご協力いただきたいのですが…』など。
- 学校など所属機関と相談し、所属機関での子どもとの面談設定を検討する方法もあります。その際、子どもが保護者に伝える場合があるので、慎重に行う必要があります。『子育て相談の部門が、巡回して〇年生の子どもに話を聞かせてもらっている、学校生活はどうですか。親子喧嘩はしますか』など。



虐待かどうかの判断が困難

事例6. 保育所に通う3歳児の子どもの体に小さなアザが見つかった。子どもから話を聞いたが、受傷状況の説明が言葉でうまくできなかった。保護者から話を聞くと、きょうだいゲンカでできたものだと説明した。その後も度々同じようなアザを作って登園し、その度に通告が入る。担当CWとして、どう保護者と会っていくべきか。

• 視点

- アザができている箇所（大きさ、数などを確認）
- アザを作って登園してくる曜日などに特徴はあるか（頻度など確認）
- 身体的虐待の可能性に考慮する

• 対応のヒント

まずは、保育所の先生から保護者に、保護者の説明にあるような、きょうだいゲンカがどのような状況で起こっているのか丁寧に聞き取ってもらう必要があります。

例えば、きょうだいゲンカの上、家の中に物が散乱していて、その物にぶつかることでアザができるということであれば、家庭内の整頓を指導していくことで改善されるかもしれません。

保護者の説明に、腑に落ちない点があったり、2回以上続くようであれば、「これほど激しいきょうだいゲンカが続いている状況は心配なので、家児相の人も一緒に話を聞かせてもらいたい」などと保育所の先生から伝えてもらうことで、保護者と家児相を繋いでもらうようにします。

保護者との面接を行う前に、保護者の精神状況や家庭状況の情報を収集しておくことで、面接の際に役立つ情報が得られる可能性があります。

そして、保護者との面接では、きょうだいゲンカの多い育児をしている苦勞について共感し、労います。また、きょうだいゲンカが始まるとどのような気持ちになるか聞いてみることで保護者の思いに触れることができるかもしれません。

そのような点を踏まえつつ、きょうだいゲンカで起こったことだとしても、事象が続く状況について心配であることを伝え、どうしたら改善できそうか、一緒に改善するためにできることを考えたいと伝えます。

保護者と話をする場所として、家庭訪問もしくは子どもの所属する保育所が考えられますが、保育所であれば、担任にも入ってもらうことで園では子ども同士のケンカをどう防いでいるかを聞くことができたり、家庭で実行できそうな助言が得られる可能性があります。

家庭訪問では、家庭内の状況を実際に見ることができるため保護者からケンカの状況を聞く際にイメージが持ちやすく、改善するために何ができるか空間も考慮しながら検討することができます。いずれにも利点があるため、ケースに応じて対応を検討するとよいでしょう。

もし、保護者の説明が受傷状況と一致しない場合、身体的虐待の可能性も考えられるため、そのような場合はより丁寧な聞き取りを実施することと、台帳登録し所属機関にてモニタリングできるよう調整することも検討する必要があります。

また、アザが見つかった時だけ保護者に対応するというだけでは、保護者と良好な関係は築けないため、可能なら定期的な家庭訪問や面接を行い、家庭状況が見えてくるよう、保護者が困り感について話せるように支援者として努めることも重要です。

#### アプローチの具体例

- きょうだいゲンカの状況について聞くときは、『一日のどのタイミングで起こりやすいですか?』『どんなことでケンカになりますか?』『ケンカになったとき、お母さん／お父さんはどのように対応されているのですか?』などと質問することでケンカの状況がイメージできるようにする。
- きょうだいゲンカによって、アザができる状況が続いていることは改善すべき状況であるということを保護者に理解してもらうために、『お子さんも痛くて辛い思いがくり返されることになってしまっていることは心配ですよね』『きょうだいゲンカで叩いたりすることが頻繁だと、保育所でお友達に手が出てしまうことにも繋がってしまうかもしれない』と伝え、保護者に問題意識を持ってもらえるようにする。
- 保護者のほうから『〇〇しようと思う』など改善に向けて何か行動される話が出てきたら、『いい方法ですね、またその後どうなったか教えてほしいので…』など伝え、次回の訪問の糸口を作る。

関係機関連携の困難さ

状況の把握が困難

事例7. 学齢児がほとんど登校できず、保護者も協力的でないため連絡がつきにくい家庭。学校が訪問しても保護者にも子どもにも会うことができない。身体的虐待やネグレクト等の確実な虐待にあたる事象はみられないが、学校としては家庭の実態がつかめなため心配し、また、家族に会う手立てがないため、家児相に対応してほしいと依頼、または通告があった。

・視点

- ・児童虐待にあたるかの判断や一定期間子どもの姿を確認できていないというリスクの判断
- ・長期化し最終的にはネグレクトや子どもの問題行動に発展するおそれ
- ・通告対応としての登校指導や虐待状況の確認だけでなく、保護者を含めた家族を支援していく視点

・対応のヒント

保護者の子どもへのかかわりに児童虐待にあたる事象が確認できない場合であっても、『子どもの姿を一定期間見ることができていない』『保護者にも子どもにも会えておらず（あきらかな拒否があったり、住んでいるかわからない等）、家庭の状況が把握できない』といった場合であれば、家児相として状況の調査や子どもの姿を確認するために対応することができるのではないのでしょうか。登校させることが目的ではなく、家庭が支援機関（学校や家児相にかかわらず）とつながれることを目標にすることで、支援機関が家庭や子どもの様子を確認できるようになると安心材料が増えると思われます。

そのため、状況の調査については、「不登校になった時期や経緯」、「保護者の就労状況」、「障害の有無や障害サービスの利用」「医療機関・相談機関の利用」「地域の児童委員・民生委員との面識」等の確認を行います。これによって、その家庭が学校以外の場でどこかつながれる機関があるかが確認でき、孤立状況が予測することができます。

子どもの姿を長期間見ることができていないのであれば、安全確認のため家庭訪問を実施することも検討します。家庭訪問は家族と学校との関係によって、家児相のみで訪問するのか、学校と同行するのかを判断します。例えば、家族が学校等からの連絡に応じない場合であれば、家児相が単独で家庭訪問等を行った方が会いやすく事情も聞取りやすいでしょう。この場合、学校に対する不安・不満が出てくることがあっても、無理に修正や指導をするのではなく、「学校以外でもつながれる場所はあるか」「定期的に子どもの姿は確認する決まりになっている」「時々、保護者だけでも学校（支援機関）と話をしてほしい」といったことを伝え、過度な侵襲感を与えないように配慮したうえで、関係機関とはつながることができるか確認していきます。保護者や子どもには学校から連絡があった旨を伝えることができることよいのですが、学校側が通告者として明かすことを望まない場合は、『子どもの姿が見えず、登校している様子がない』という連絡があり、学校にも登校状況を確認している旨を伝えます。その際、子どもや保護者には、『学校との連携をとっている』と伝えることを学校の下承を得ておくと、その後の対応がスムーズになるでしょう。

訪問時に会えなかった場合は不在メモ等を残し、『子どものことで学校から連絡があり、子どもに会えないことを先生も私たちも大変心配している』『保護者が悩んでおられないか心配している』『家児相では子どもの友達関係や学校生活、日常での行動面などの相談も受けている』等の旨を記載し、連絡を促して面会できる足掛かりを作ることが大切です（その他、会えない場合のアプローチ例としてはQ1参照）。

安全確認の可否にかかわらず、不登校状態にある子どもや家庭の背景について、さらに情報収集するとともにアセスメントを行い、同じ状況が継続する恐れがあったり、家庭とつながっている支援機関がないようであれば、要支援（要保護）児童台帳登録を検討します。また、一度は保護者や子どもに会えたとしても、保護者の考え方や対応が変わらないままであると同様の状況が続く可能性があり、長期化することによって家庭への介入がさらに困難になったり、家庭自体の健康度が低いとネグレクト状況に陥っていても気づかれなくなる可能性があります。要支援児童として情報共有をすることによって、家庭の状況を把握し、状況が悪化した場合は家庭訪問や必要なサービスを調整するといった対応がとりやすくなるでしょう。

また、家庭を支援できる関係機関の協力を得ることが重要であるため、他の関係機関も含めて、個別ケース検討会議で支援と見守りの方針について協議することも大切です。『子どもや保護者に会えたため問題がなくなった』ということはなく、子どもや保護者、家庭全体のアセスメントが重要であり、その後の家庭とのつながり方を検討していく必要があります。

一方で学校への対応として、同様の状況が続いた場合に、どのような条件で通告とするかの基準を決めておくことと今後の連携がスムーズになるでしょう。例えば、『2週間以上、登校もなく家庭訪問等にも応じずに子どもの状況がつかめない』『きょうだい児や親戚等の第三者からの情報を得られない』といったことを基準にすると学校も判断しやすいと思われます。場合によっては、この条件を家庭側にも伝えておくことと保護者としても学校に連絡を取る時期を決めやすいようです。

機関間の共通理解が困難

慢性化・常態化

事例 8. 精神疾患のある保護者で、衛生面や金銭管理に課題があるために子どもの養育能力にも問題が生じている。しかし、一時保護に至るほどのネグレクト状況ではない。定期的な家庭訪問などで養育状況が落ちていないか確認し、適宜指導しているものの、家庭状況に改善はみられないため、関係機関に認識の違いがある。

・視点

- ・子どもの成長、発達の確認
- ・保護者の精神疾患について理解する
- ・医療情報の調査（通院先、投薬、福祉サービス利用状況等）と見守り体制の整備
- ・関係機関におけるリスクアセスメントの共有

・対応のヒント

子どもの成長や発達にとって、保護者の精神疾患がどのような影響があるかについて、リスクアセスメントする必要があります。

しかし保護者に精神疾患があるということなので、保護者の精神疾患について理解したうえで支援を検討していく必要があります。例えば、うつ病などを抱えている場合、やる気が起こらず、家事ができないことがあり、保護者としても不本意に、親の役割がうまくいかない場合もあります。

そのような場合、いくら保護者に子育ての至らない点を指導しても、養育状況の改善に至らない可能性が高いと考えられます。

そのため、まずは、保護者の精神疾患について関係機関で共通の認識をもつことが支援のスタートになると考えられます。ケース会議を実施し、その場で精神疾患についての理解をすすめていくことができます。また、保護者が医療受診しているのであれば、精神保健福祉士や、医療ソーシャルワーカー、その他この世帯に関わっている関係機関の出席を検討することで、より深い疾患の理解に努められるかもしれません。

保護者の精神疾患の状態がどのようなかという視点は、子どもの要求や欲求に対して保護者がどの程度対応ができるのかを推測することに繋がったり、子どもがどこかで情緒的な交流が持っているか、持っていないのであればどこで担えるかを検討するための重要な視点になります。

さらに、関係機関が集まる場では、各機関が担える点について話し合い、それぞれの機関が役割を持てるようにすることも重要だと考えられます。

また、短期的な目標と長期的な目標を持つことも重要です。現状が悪化することなく、家庭の状況に応じて、養育が維持できていることも支援の結果であることを関係機関で共有しておくことで、不全感を防ぐことにつながります。

長期化することが想定される場合には、関係機関で連携し、支援体制を整え、見守りのローテーションなどを組むことで家庭の継続的な見守りを実施することや、経過を正確に記録しておくことで見逃されやすい、良い変化や良い関わりの気づきにつながります。



子どもが就学しているなど、一定の身の回りのことを自分自身でできる年齢に達している場合は、養護教諭にも協力を得ながら、洗濯機の使い方を教えていくことも状況の改善につながるかと思います。

子どもにも保護者の精神疾患について理解を促していく必要が生じることもあるかもしれませんが、そのような場合には、子どもにも理解しやすい絵本などを用いることが良いと考えられます。→資料 (P79) へ

### 機関間の共通理解

事例9. 学内でのいじめをきっかけに不登校になった子ども。学級担任が家庭訪問を実施し、子どもに会おうとするが、保護者は「子どもが不安定になるかもしれない」と心配し、一度も会えない状況が続いている。そのため、学校としては姿が確認できない子どもであり、ネグレクト家庭として、家児相に通告という対応をとった。

#### ・視点

- ・不登校の背景、状況把握
- ・相談支援
- ・学校への対応、コンサルテーション

#### ・対応のヒント

学校が通告してきた場合でも、家児相として、このケースが虐待通告にあたるかどうかのアセスメントをする必要があります。

その際に、学校がネグレクトとして通告せざるを得なかったほど対応に苦慮されていることが考えられるので、このような判断になった経緯について丁寧に聴き取りをし、学校の対応について労いを伝えることもよいと思われます。

また、いじめがあったということであれば、それはいつからのことだったのか経過を尋ねたり、子どもが登校していた時の様子や家庭環境、保護者の人柄など、把握されていることについて情報収集したり、保護者が、「子どもが不安定になる」と言って子どもと会えない状況について、保護者はどういった点で子どもが不安定になると話されていると考えられるのか学校の考えも聞きながら、アセスメントをしていきます。

このように学校から得られる情報を基にアセスメントを行い、通告として受理するか否か判断をします。

また、場合によっては虐待でない可能性が高くても、通告として受理し広範囲に調査をすることで子どもの過去の所属先から話が聞けたり、要対協にあげることで、関係機関で情報共有をしたり、会議を実施するなど、要対協をうまく使うことも検討することができます。

さらに、日ごろから教育委員会やスクールソーシャルワーカーとの関係作りをしておくことで、学校の情報が得られる環境となりアセスメントに役立つこともあります。

**状況の把握が困難**

事例10. 乳幼児健診が未受診であったためその後保健師が連絡や訪問を行うが、全く会えず、子どもの安否確認ができず、保健センターから通告が入った。

**・視点**



- ・母子保健担当とのアセスメントの共有、必要な対応や支援についての役割分担。
- ・乳幼児の場合、虐待リスクが高いため、安全確認は早急に行う。

**・対応のヒント**

乳幼児健診未受診児童として、母子保健担当でどの程度まで情報があるか、また、どのようにリスクアセスメントを行っているか確認します。そのうえで、子どもの出生からその他の乳幼児健診受診状況、予防接種歴、家庭訪問歴、きょうだい情報、家庭状況等の調査を進め、かかりつけ医療機関や、きょうだいも含めた所属機関、子育て支援センター事業等の利用状況、民生委員児童委員など、関係機関や地域等へ、調査を広げていきます。

調査と並行し、子どもの安全確認のため、母子保健担当と協力して家庭訪問を行います。時間帯を変えての訪問や、不在票のポスティングを行ってもなお確認できない場合は、児相に相談のうえ、事案送致も検討します。

乳幼児の場合、特に在宅児童では、母子保健担当による支援継続が必要であることが考えられるため、役割分担について十分協議して対応します。また、調査の際には、保護者についての情報も集め、乳幼児健診の未受診や訪問等を拒否する背景について、これまでの対応経過があれば把握しておき、支援に入る際の手がかりや留意点について、保健センター等の関係機関と共有しておきましょう。


**コ ラ ム**


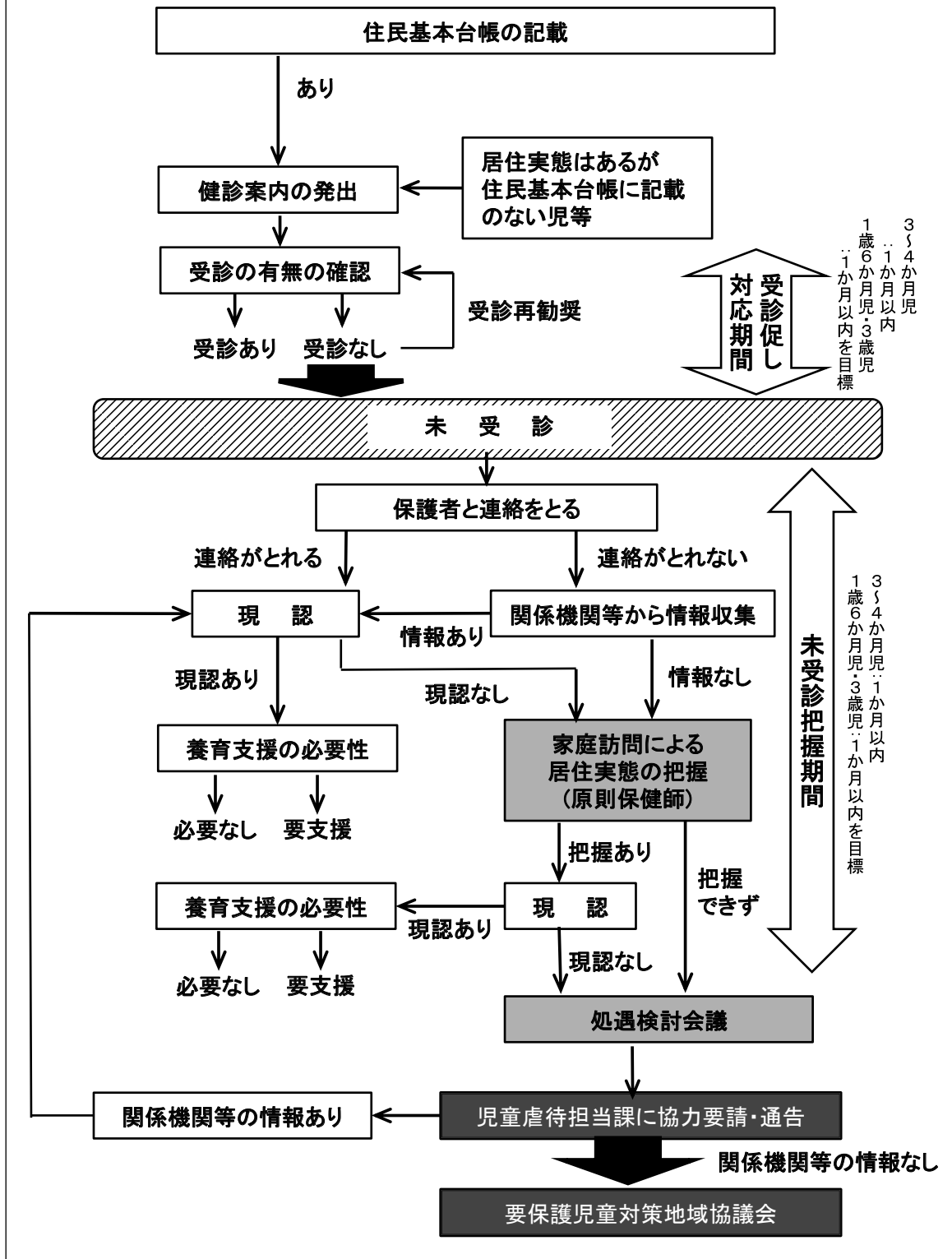
- ・大阪府では「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」において、乳幼児健診未受診児童への対応について、ガイドライン（P46参照）を作成しています。各市町村の母子保健担当部署の対応フローを要保護児童対策地域協議会で共有することも必要です。
- ・乳幼児については、年齢的に虐待のリスクが高く、保育所等に所属していないことも多いため、地域における見守り体制が重要となります。要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）に、民生委員児童委員や主任児童委員が参画している市町村も多いと思いますので、要対協を活用し、見守り体制に加わっていただくのもひとつの方法です。個人情報の取り扱いには注意が必要ですが、会議や研修の場、個々のケースへの関わりなどを通じ、日ごろから良好な関係性を結べるように努め、情報共有の範囲や役割分担について協議しておくとういでしょう。

子育て支援センターや保健センターなど、地域において民生委員児童委員・主任児童委員とのつながりがある機関を通じて、見守りや支援体制を築くこと、家児相だけでなく様々な機関や資源を活用して見守ることが大切です。



○大阪府の未受診・未把握児童のフロー図

「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」より抜粋



**システムが整っていない為に生じる困難さ**

事例11. 母子家庭だが、母親が深夜まで働いており、幼児と小学生の子どもたちだけで過ごしている。母親に夜間放置について話をするも、夜間の仕事を辞めると生活ができなくなると話す。生活保護の受給は拒否している。

**・視点**

- ・夜間放置によるネグレクトの可能性。
- ・ひとり親家庭かつ経済困窮家庭への支援。

**・対応のヒント**

第一に、母親にとって頼れる資源も少ない中、ひとりで仕事と子育てをしている状況を支援者側が労えるような視点が持てるとよいでしょう。母親自身が同じようなネグレクトの環境で育った可能性もあります。しかし、子どもだけで放置されることはネグレクトにあたり、事故などの危険性や情緒面での悪影響もあるため、母親が子どもを放置せずに安定した生活を送れるようになるためには、どのように生活を変えていけるかを一緒に考えていく必要があります。

母親に生活状況を確認するために、母親のいる時間に家庭訪問し、子どもを置いてでも仕事をしなければならない状況やそうせざるえない思いに耳を傾け、苦勞を労うことから関係をつくるのが大切です。一方で、放置による安全面の危険性や子どもの情緒面での育ちへの影響についての理解を促すために、どのようなことが起こりえるか具体的に説明します。放置は母親の事情にかかわらず虐待にあたること、子どもたちだけでいる時に例えば地震などの天災が起こったり、子どもたちだけで過ごしている間にケガや火事などが起こったりする危険性があり、子どもが兎相に一時保護される可能性も伝えます。しかし、一時保護の可能性を伝えるのはあくまで母親に見通しを持ってもらうためであり、そうならないためにどうしていったらよいかを一緒に考えていきたいという姿勢が大事でしょう。危機管理を母親がどう考えているかの確認を兼ねて、「お母さんがいない時に子どもが高熱が出たら?」「何かあったら連絡がとれるようになっているの?」「誰だったら頼れそう?」等と問い詰めるためではなく、想像してもらうために聞くのが大切です。その点について、次に連絡もしくは訪問する時までにはどうすることにしたのか教えてもらいたいと伝えておくと、継続した関わりにもなるでしょう。そのなかでトワイライトステイやショートステイなどのサービスについても、すぐには使わないとしても伝え続けていくことで、半年、1年と関わっていく間に受け入れられる場合もあります。

また、母親が生活保護の利用を拒否している背景を聞いたうえで、生活を安定させるため、ひとり親家庭の支援、就労支援等の社会資源の利用につなげていくことも考えておくとよいでしょう。

もし母親に交際相手等の男性がおり、子どもと長時間関わる可能性があるなら、一度男性と会って母親との関係性や子どもへの関わりに虐待のリスクはないか確認します。子育てや母親に協力的な面が明確であれば、家族の支援者として参加してもらうことも検討します。

## コラム

・日本の場合、欧米のように子どもを放置した場合の虐待の基準や、子どもの年齢での区切りなどがはっきりと決まっていないという制度上の問題があります。

今回はアメリカとイギリスの例を紹介します。

＞アメリカ……子どもを留守番させる際に考慮すべき指標があります（FindLawという法律・判決のデータベースサイトのまとめによる）。

7歳以下：時間の長さにかかわらず一人にすべきでない年齢。車の中、公園、裏庭であっても同じ。

8歳から10歳：1時間半以上は留守番させるべきでない。時間帯は日中または夕方の早い時間に限られる。

11歳から12歳：3時間までなら留守番させることも可能な年齢。ただし、夜遅い時間や子どもが対処しえない事態の起こる可能性がある環境は避けるべき。

13歳から15歳：保護者なしで家で過ごすことが可能。ただし、一晩中でないこと。

16歳から17歳：場合によって2日間連続、保護者なしで家で過ごすことが可能。

＞イギリス……子どもに留守番をさせてよい年齢を定めた法律はありませんが、子どもが危険な目に遭う可能性のある場所に一人きりにすることは違法です。家や車に子どもを残す場合は危険が及ぶかどうか親が判断する必要があります。イギリス政府のホームページで紹介されている、親の判断基準としてNSPCC（National Society for the Prevention of Cruelty to Children）という児童福祉事業団体による子どもの留守番についてアドバイスは以下の通りです。

“赤ん坊、幼児や小さな子どもは決して一人きりにしてはいけません。／12歳未満の子どもは、緊急事態に対応できるほど十分に成熟していない。長時間一人で家に残すべきでない。／16歳未満の子どもを夜通し一人きりにすべきではない。／親や保護者は子どもを家に残すことによって危険にさらしたと判断された場合、ネグレクト（育児放棄）の罪で起訴される可能性がある。年齢に関係なく、子どもが家に残されることに不安を感じている場合は留守番させてはならない。子どもが（障害や病気などで）なんらかのサポートを必要とする場合、留守番させる際にはこれらの要素についてしっかりと考慮すべきである。”

夜間放置はしないようにと指導するだけでなく、放置しないで済む代替のサービスを提案することも必要ですが、日本には保証できるサービスが殆どないことも課題です。欧米では、代替のサービスがあるからこそ法律上の規定ができています。日本においても各自治体が保証できるサービスを増やしていく努力も必要ですが、並行して法律等による規定も必要と思われます。

**支援の拒否**

事例12. 父母ともに強いこだわりがあり、幼児期の子どもに偏った食事しか与えず、子どもへの影響について指導するも一切聞き入れず、保健センターや家児相の家庭訪問も拒否する。

**・視点**

- 家庭の背景として、様々な文化や多様な考え方があることを理解する。
- 子どもの発育・発達への影響など、客観的な評価とアセスメントが必要。
- 医療機関との情報共有と連携。

**・対応のヒント**

強いこだわりは、保護者なりの考え方があるため、まずは保護者の話を丁寧に聴きとります。そのうえで、保護者がこれまで、子どもの成長や発達を促し、子育てをしてきた部分については、しっかりと受け止め、認めることも大事です。そして、偏った食事の内容や、保護者のこだわりの背景を理解し、改善策や支援の方法を探りましょう。

まず子どもの発育や発達などへの影響や父母のこだわりが何からくるのかといった、リスクアセスメントや家族状況の把握が必要となりますが、子どもの発育・発達・情緒面に問題が見られない場合は、母子保健の範囲で、保護者への保健指導、情報提供を行いつつ、適宜、アセスメントすることを依頼して見守ること、要支援児童として関係機関で情報共有することなどが対応方法として考えられます。

しかし、乳幼児の身長や体重が減少する、若しくは停滞するなどの場合は、何らかの疾病的な要因か養育の問題があると考えられるため、医療機関への受診を勧め、医療機関に情報提供するとともに、検査入院や治療の必要性について主治医に判断を依頼します。医療機関へは、虐待のリスクがあることについて共通理解を図るとともに、養育上の問題が明らかで一時保護も想定される場合には、児相に相談し、対応方法について慎重に協議します。

子どもの成長発達に影響がある場合、緊急対応も想定されるため、日ごろから、医療機関とは児童虐待対応について連携できる関係や体制づくりが重要です。また、子どもの状態を客観的に評価するために、身長、体重、頭位、胸囲など計測値の記録や、乳幼児の身体発育曲線などを用いた発育の経過、発達検査の所見等を残し、時系列で評価していくことも重要です。

なお、発育の停滞、発達の遅れなどが顕著でない場合、児童虐待としての対応は難しいですが、長期的にみた子どもの健全育成の視点では、保健師等による保護者への保健指導、正しい知識や情報の普及啓発など、母子保健での予防的な取組みも重要です。また、こうした事例の場合、保護者が孤立した育児を行っているケースも少なくないため、就園等によって子どもが集団を経験する場や適切な保育環境を確保するなど、健全な成長発達を促す環境づくりにも留意する必要があります。

慢性化・常態化

事例13. 母親の養育能力が低く、ネグレクトの状況が続いている。自分の好きな話はするが、話が深まらず、状況は改善しないまま、関係機関のみが頑張っている状態。

・視点

- ・保護者の養育能力の把握を行い、支援の提案を目指していく。特に母親のしていることが子どものニーズを満たしているか。
- ・親子関係のアセスメントはどうか。
- ・子どもにとってのSOSを出せる場所はあるか。
- ・場合によっては、保護者へネグレクトへの理解を促す必要があり、警告を重ねていく。

・対応のヒント

養育能力が低い要因を理解するため、母親自身の理解力に注意しつつ、子ども時代や就労歴なども聴き取り、家族関係で協力者はいないのか、父親の養育面での支援可能性など、具体的な状況把握を行っていきます。併せて、養育の問題は知的な面も視野に入れ、保護者が出来ることや苦手なことを整理します。苦手なことや出来ないことについては、具体的に母親と話し、状況理解を促していきます。

なお、母親の知的な面が要因の場合、自信のなさや理解のない周囲の対応に傷ついてきた可能性も大きいので、できることを認めて褒めながら、関わり始めます。

そのうえで、保護者に活用できる社会資源を提案するなど、改善方法を検討し、関係機関との情報共有を続けていくことが大切です。子どもの安全感は保っているかどうか、情緒的な交流が持っているか否か、保護者と一緒にいるときの子どもの様子を観察しながら、親子関係のアセスメントを行う必要があります。

また、子どもにとって『助けて』と言える、あるいはSOSを出せる先があるのか、子どもからのSOSを聞き出せないかにも留意し、SOSがあった場合は児相への一時保護の要請を検討するとよいと思われます。状況の変わらなさについては一定の期限を協議しておくこともひとつです。

アプローチの具体例

- ・アセスメントのために『何時に起きて、まず何をしますか』など、一日の生活の流れを聞いてみる。過去の例では、子どもの頃から兄弟の世話をしてきたので、食事を作ることはできるが、排水溝はゴミであふれているなど、注視すると、できない家事があることもある。
- ・生活保護を受けているようであれば、医療受診していることが多いので、担当と連携し、主治医訪問への同行を依頼してみます。また、就労支援や職業カウンセリングなどから母親の能力の見立てを行います。成育歴から学習障害などの可能性も考えてみる。
- ・療育手帳の判断基準を参考に、該当可能性があれば療育手帳の検査を進めてみる『何かの役に立つかも…何か困っていることはないか』といった視点で話をしてみる。



また、知能検査から知的障害が明らかになった場合は療育手帳の取得や障害年金の取得を勧めてみることもひとつです。

- 発達障害の可能性も視野に入れておき、母親へ簡単な課題を与えてみるなど、状況を見立てるための状況づくりを試してみる。
- 子どもの年齢によっては、子ども自身の生活能力向上を目指すこともひとつです。

～支援を継続するために～

慢性化している事例については支援のために特にアセスメントが大切です。これが支援者側にとっての大切な作業になると思われます。ほとんどの事例では様々な視点での見立てを行うことで、養育の困難さの要因など、見えてくるものがあるはずです。

そのうえで、前述のようなアプローチを参考にしつつ、支援の長期化を前提としての短期目標と長期目標という視点で、関係機関と共有しながら、方針を考えていくことが大切です。

**決定打のなさ**

事例14. 父親からの母親へのDVが繰り返されているが、母親の被害感がないので繰り返されており、子どもへ与える影響が心配である。

**・視点**

- ・ 面前DVが子どものころ・からだ・行動に与えている影響のアセスメント
- ・ DV構造を理解したうえでの支援の必要性



**・対応のヒント**

DVの緊急性が低いのであれば、母子に定期的に家児相もしくは女性相談部門にて面接を行えるようにしておくことが大切です。子どもに対しては、まず父親から子ども自身への虐待はないかの聞き取りをし、面前DVによる情緒面の影響をアセスメントします。母親自身も、子ども時代に暴力を含む虐待を受けたことはないか生育史の聞き取りを含めてアセスメントしておきます。暴力やDVという支配-被支配構造の中で長らく生きてきたために、今の状況においても被害感がないのかもしれませんが。

父親からのDV被害状況を確認しながら、子どもの行動面・精神面で影響や可能性があると思われる場合は、面前DVによる子どもへの影響についてリーフレット等を用いて母親に理解してもらえよう努めます。女性相談部門との役割分担も大切です。女性相談部門での相談を案内・紹介した際には、「相談してみてどうだった？」と相談の結果をもって母親と話しながら、母親にDVについて自ら気づいてもらうことができるとういでしょう。そして母親自身も子どももDVから守ってもらえようエンパワーしていくこともよいでしょう。DVを受けているという認識を少しずつ持ち始めたのであれば、今後のためにも、DVの被害による傷やあざの写真などの証拠を残しておくよう助言したり、市で行っている無料の法律相談について案内します。

なお、最初から母親に対して父親から離れるよう説得することは危険なこともあります。父親との支配-被支配関係で生きてきた母親にとって、支援者が母親を支配する構造に陥り、結局構造としては何も変わらず、母親自身のエンパワーにはつながらない危険性があります。何よりも母親自身の意思決定に寄り添い、尊重することが大切です。同時に、「私たちはどう安全が維持できるかについてお母さんと一緒に考えていきたい」、「いつもお母さんとお子さんのことを気にしています」ということを、メッセージとして伝えられることが大切です。DV被害者に対して、DVによって安全ではないと思った時には、警察や女性相談担当に相談することも伝えておくことは大切です。ただし、DVの支配構造から抜け出すことは容易ではないために、母親が仮に一度逃げたとしても、再度加害者である父親の元に戻ることも十分あり得ます。避難しては戻るといったことを数回繰り返すこともあります。支援者として気落ちしたり虚しさを感じたりすることもあるかもしれませんが、母親が自分の意志で動けるようになること自体が重要であり、行きつ戻りつするなかで母親自身の認識も少しずつ変化しているはずでです。

また、母親の被害感の無さは、繰り返されるDVによる解離状態に陥っている危険性もあるため、医療受診を検討するとよいでしょう。

 コ ラ ム 

児童相談所の通告件数の約半数は警察からの通告であり、そのうち面前DVの事案が多く含まれています。大阪府では昨年度から、児童相談所からの事案送致によって、市区町村も面前DVケースの保護者に対して連絡し助言指導することが増えてきています。



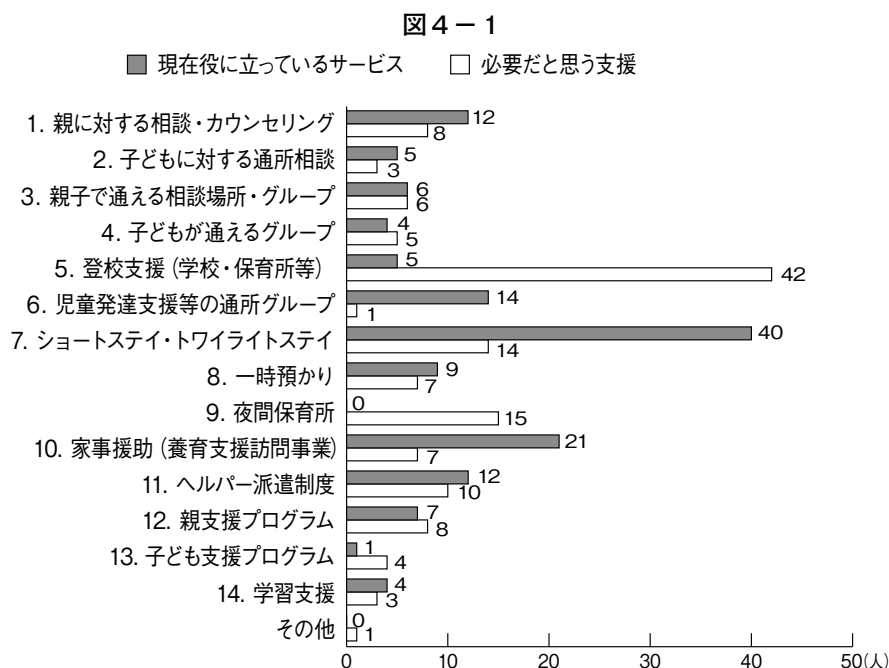


## 第四章 支援に必要な資源やサービスについて

### 1. 現在役立っている資源やサービスと必要だと思う資源やサービス

市区町村は、多くの行政サービス、福祉サービス、子育て支援サービスを持ち、それ以外にも、公民を問わず、様々な社会資源の情報をもっています。そして、支援が必要な家庭のニーズを探りながらサービスにつなぎ活用してもらい、少しでも子どもと家族が地域で生活しやすくなるよう支援しています。支援する中で必要であるのに現存しないものについては、工夫しながらサービスを開発してきた歴史もあります。これらは、市区町村の強みでもあります。この章では承諾を得たところのみ、市区町村名を記載しています。

今回のアンケートの中で、実際に家庭の支援に活用したサービスや社会資源の中で「現在支援に役立っているもの」と、「必要だと思う支援」（現在制度としてはあるが、さらなる充実を期待するものを含む）を14種類の項目の中から2つずつ選択してもらい、選択した項目についてそれぞれ具体的な名称と選んだ理由を自由記載してもらいました。結果は以下のグラフの通りです。（図4の1）



#### ●現在支援に役立っているサービス

①ショートステイ・トワイライトステイ②家事援助（養育支援訪問事業）、③児童発達支援等の通所グループ、の順に多く選択されていました。これらは、自治体により内容に違いはあるにしても、サービスとして整えられているものです。次いで、親に対する相談・カウンセリングとヘルパー派遣事業が並んでいます。

### ① ショートステイ・トワイライトステイ

ほとんどの自治体で実施され利用されているサービスです。

選択した理由を見ると、保護者のリフレッシュやレスパイト、育児負担軽減で虐待予防に役立っているというものが多くあがりました。「利用することで保護者が大きく調子を崩すことが減った」など、利用後のよい結果を挙げている人もいました。「一時保護にはならないが緊急的に分離が必要と判断した時の子どもの居場所として活用」した例も挙げていました。

また、「若い児童が夜間一人で留守番することなく安全に過ごせる」という子どもに安全な状況を保障するという理由もありました。「養育負担軽減支援を理由に繋がることできる」と親と繋がるきっかけとしての活用もありました。

「柔軟に受け入れてもらえる。」と使い勝手の良さを記述する自治体がある一方で「利用料が高額で利用につながらず、キャンセルもある。」「緊急時に即利用できるといいが」など使いにくさを指摘する声もありました。「利用枠、決まった予算等がある為、必ず利用できるとは限らない」「制度はあるが施設が受入できないことが多い」など、必要があっても利用に至らないこともあるようです。必要な家庭に使いやすい制度になるよう改善が求められています。

### ② 児童発達支援等の通所グループ

児童発達支援と放課後等デイサービスを挙げています。

「発達に課題のある子どもたちが、放課後や長期休暇中に過ごせる場所があることで、保護者の負担が軽減される」「対応に困難な子と離れる時間ができ、予防につながる」など、育児負担の軽減等の保護者側の理由と、「障害児の発達の保障と居場所の確保ができる」などの子ども側の理由の両方が挙がっています。

### ③ 家事援助（養育支援訪問事業）

養育支援訪問事業では「親の家事負担が軽減される。」「特定妊婦が増加する中で虐待予防に繋がる」「家事負担軽減による子育て支援、生活環境・育児環境を整えるため」「産後に頼る人がいない人が助かっている。」「子どもたちに食事が提供され、定期的モニタリングになる。」という理由が挙げられていました。

今回の選択肢は「家事援助（養育支援訪問事業）」としましたが、「家事支援だけでなく、育児相談にも乗ってもらえる」「養育環境を整えながら、家庭への助言見守りができる」等、相談支援のメリットを記載したものもありました。

養育支援訪問事業は自治体ごとに対象や利用条件の定めに違いがあります（乳児家庭、就学前児のいる家庭、要対協登録家庭等）が、家庭に出向き、衣食住にかかわる家事の支援や子育ての支援をすることで生活を維持させる効果は大きいと思われます。

具体的には、㊦育児家事負担を軽減させるため、支援を受け入れてもらいやすくなります。㊧支援者がロールモデルになり家事育児の技術の習得ができます。㊨保護者が支援者に大切にされているという体験により、人との関係を再構築しやすくなります。また㊩定期的に家庭を訪問し相談に

乗ることで、保護者が家事や育児でのストレスが溜まらない様にガス抜きの役割を果たし、孤立化を防ぐ効果も期待できます。虐待予防に有効なアウトリーチ型の支援と言えるでしょう。

#### ☆その他

##### ヘルパー派遣制度

障害者自立支援法によるヘルパー派遣や育児支援のヘルパー（名称：育児支援ヘルパー、家庭訪問支援事業、産前・産後ママサポート等）が挙げられており、これらの中には養育支援訪問事業に位置付けられているものもあると思われます。（「10回まで家事や外出同行などを無料で手伝ってもらえる」）。

一方で、「費用面で利用につながらないこともある」など、利用者負担が発生する場合の使いづらさの指摘もありました。

##### 親支援プログラム

選択した理由として、「養育不安を訴える母の気づきになることがある」「保育を利用することで母のリフレッシュになる」「子育ての知識や技術、子育てスキルの向上」「参加者自身がエンパワメントされる」「相互交流促進で孤立化の防止」などを挙げています。（巻末の資料参照）

##### 学習支援

学習支援は、学童期の児童生徒の支援メニューが少ない中、教育や子どもの貧困対策の分野で実施されていることが多く、要対協登録されている児童も利用しています。

選択した理由として、「学習面のみならず、個別の大人とのつながりができる」「学習を通してよいモデルとなる大学生と交流できる」「子の自信の回復」「連鎖を断ち切れるように意識づけ、子どもと繋がれる」等、学習だけにとどまらず、大人と安定してつながれることも、この事業の大きな効果として考えられています。

##### 子どもが通えるグループ

事業としてグループ活動を実施している自治体がこれを選択しています。選択した理由として、「行事参加へのお誘いをきっかけに関わりができる」「子どもと関係を作ることで、親とも関係が作れる」など、子どもとの関係づくりや保護者ともかかわるきっかけが作れることの効果や、「活動の中で家の様子等を聞くことができる」場としての効果があるとの記述がみられました。

#### ●必要だと思う支援

必要だと思う支援は、①登校支援（学校・保育所等）②夜間保育所、③ショートステイ・トワイライトステイ、の順に多く、次いで、ヘルパー派遣制度となっています。

支援するために必要だと思っても、制度やサービスとして整えられていないものや、制度としてはあるが、ニーズを十分充足できるものになっていなかったり、利用しにくく改善を求めたいものなどが選択されています。

## ① 登校支援

必要だと思う支援の中で突出して多いものが登校支援です。

子どもが所属機関（学校園や保育園等）に属していても、家庭の理由で通うことができなければ、子どもに力をつける場を保障できません。

「ネグレクト家庭などの子どもが安定して通学・登園に繋が」り不登校にならないような支援をしたくても、「親が先に仕事に行くと子どもが学校に行かないことがある」「所属に送り出す力が無くてそれを毎朝のように支援できるサービスが無い」「所属はマンパワー不足。子どもに力をつけるためには継続登校の支援が必要」「親が就労していたり、ハンディがあったりする中で、子どもが公的支援の中で安心して在籍校園に通えるように」「是非に使える制度化をしてもらいたい」等、切実な声が多く寄せられました。不登校状態が「閉じこもりの前兆」になっていくとの指摘もありました。

一言で「登校支援」といっても、内容としては、「登所・登園への押し出しの弱い保護者への声掛け」などの「送り出し」と「送迎」の2種類が求められているようです。

事業化を目指したものの、費用対効果の観点から継続できなかった自治体もあり、そこから課題や展望が学べるかもしれません。（次のコラム参照）

## コ ラ ム

ある自治体の登校支援は3年限定の事業として予算化され実施されました。その地域で活動しているNPOが委託を受けました。その間に、ボランティアを育成することが、その予算の中に組み込まれていましたが、ボランティアを集めることが困難でした。

登校支援のために家庭訪問することを家庭に断られるケースもあったそうです。

一方、保育所や学校などの子どもの所属機関との連携が上手く行っているケースは、比較的  
成功したようです。

## ② 夜間保育所

夜間保育所が必要だと思う支援の2番目に多く選択されました。配偶者や親族支援がない中で、子どもを自宅に置いて夜間就労し通告される事例が増えており、市区町村はその対応に苦慮しています。安全の配慮をされていない中で子どもたちだけで夜間を過ごし事故や火災に見舞われることもありますし、寂しさが募り、子どもの心の成長によくない影響を与えることにもなりかねません。一方で保護者には注意喚起するだけでなく、夜間に就労している間、安価で安心して子どもを託せる保育所やシッター等の託児サービスを紹介する必要があります。アンケートでも、夜間保育所が充実し、「夜勤など幼児・児童の夜間放置予防」「夜預ける場所があることで、親の仕事幅の広がりやネグレクト予防につながる」ことが期待されています。同時に、子どもが大切にされ、連携可能な夜間保育所であることも必要です。

ところで、この項目を「現在役立っているサービス」に選択した人はいませんでした。十分に夜間保育所の利用状況を把握できていないことも挙がっていない理由の一つだと考えられます。利用者側としては、昼間の保育に加えて夜間保育所の利用は、子どもの負担があると迷う人もいるのかもしれませんが、利用料が発生するのであれば利用に至らなかった可能性も考えられます。

### ③ ショートステイ・トワイライトステイ

役立つ支援のトップでありながら、必要だと思う支援でも3番目に選択されています。

#### ☆その他

### 家事援助（養育支援訪問事業）とヘルパー派遣

この二つのサービスを選択した理由をみると、「親子とも障害等なく使える家事支援・送迎がない」「現在、子どもに対する派遣制度がない」「障害サービスにつながるまでの間活用できるノウハウのあるヘルパー」「無条件（低価格）で使えるものがあるといいと思う」などが挙がっていました。

支援が必要な家庭には、柔軟に支援ができるように養育支援訪問事業を整えている自治体もあり、継続的に支援する上で必要不可欠の制度になっているようです。（「2. 特色のある資源やサービス」P60参照）

### 親に対する相談・カウンセリング

「親の振り返りの場」「子どものことで悩んだ時、一人で抱えず一緒に考えてもらえる」「子の対応について相談することで虐待防止・改善に繋がる」こと等が期待されています。

日常的な相談に気軽に乗れることができることが市町村の相談機関の強みですが、「通告対応から児童家庭相談で継続的に関わるケースが増加している」中で「心理職が対応するが件数が多く追いつかない」という課題もあるようです。家児相や教育相談等の行政機関だけでなく、カウンセリングや子へのセラピー等を行う医療機関や大学の相談室などによりよい連携ができることも必要です。その際の治療費については、健康保険や委託事業等利用しやすい制度が整うことが今後求められてくるでしょう。

### 親支援のプログラム

「面談の繰り返しで効果の見えないケースなど」に支援を継続する中で、別のアプローチとして親支援のプログラムを必要としているという意見がありました。期待する効果としては、「孤独感の軽減や他者との共感」を味わうことや、「しんどいまままで行動を変えるのは難しいため心に余裕を持てるようなプログラム」を挙げていましたが、「親支援プログラムが少ない」という声もありました。

効果的に親支援プログラムを活用するためには、市区町村が独自で実施したり、それぞれのプログラムの対象や構造、効果と限界について知っておくことや実施者（委託先など）と相談できる関

係を持っておくことも必要となるでしょう。(巻末資料P77-78参照)

#### 子どもに対する通所相談

#### 子どもが通えるグループ

#### 子ども支援プログラム

通所相談では「被虐待児へのカウンセリングとしてプレイセラピーがない」、「(虐待の) 影響の内容や度合いは違うので、直接話を聞いて見極め、ケアを行う必要があると思う」など、個別で子どもに対して治療をする場を必要としていました。

子どもが通えるグループや子ども支援プログラムを必要とする理由としては「個別対応では対応できる数にも限界があるため、可能なケースをグループで支援していただいたい」「居場所のようなものがあればいいと思う」「ネグレクト家庭の子に生活の力をつけられる」等、子どもに直接支援しケアしたり力をつけたりできる取り組みの必要性を挙げていました。

## 2. 特色のある資源やサービス

ここでは、それぞれの自治体で、支援に役立つように工夫している特色のあるサービスや社会資源を、アンケートの回答からだけでなく大阪府外の自治体にも広げて調べてみました。その一部を簡単に紹介します。

#### ショートステイ (子育て短期支援事業)

- ①社会的養護の施設でなく、市の子育て支援施設で児童養護施設のサテライトとしてショートステイを実施している自治体があります。そこでは、親のレスパイト的な要素に加え、継続的な利用で子どもたちに安心と力をつけられるような配慮をしています。
- ②福岡市西区では、ショートステイを研修を経たショートステイ里親に委託する取り組みを始めています。里親の家庭でのショートステイは、子どもの不安をやわらげ、保護者も安心して預けることができます。また、制度利用中の登校が保障できる工夫もしています。ショートステイ里親が不安なく受け入れできるようにNPO法人SOS子どもの村JAPANがショートステイ里親のサポートをしています。西区では子どもの村JAPAN、福岡市児童相談所などと「みんなで里親プロジェクト」をすすめており、里親普及と里親によるショートステイの仕組み作りに活発に取り組んでいます。

#### 子どもが通えるグループ

- ①大東市では、学校の長期休暇中、支援を必要とする子どもに居場所を提供しています。スタッフは家児相、学生や民生委員のボランティア等です。日中活動の1つとして、子どもと昼食を一緒に作り、食べる、片づけるなどの日常生活に必要な力をエンパワメントしています。毎日通う中で、子どもたちに安心感が醸成され、子どもの様子が落ち着く、子ども同士お互いを思いやる気持ちが生まれるなど、様々な効果を生んでいます。
- ②家児相がかかわる子どものグループ活動を実施している自治体があります。工作や簡単なクッキング等で、家庭でできない経験や社会生活のスキルを増やすなどして、社会性を高める効果があ

ります。また、家庭訪問などでグループの案内を届けることは、虐待通告で会うのではなく楽しいお知らせとなるため、保護者とも話がはずんだりいつもと異なるニーズが聴きだせるチャンスとなることがあり、最終的に参加できなくても効果が期待できる場合もあります。参加した子どもの様子を返すことで、保護者と家児相が良好な関係づくりにも有効です。

- ③実施主催は様々ですが、子ども食堂で、食の提供だけではなく、学習や余暇活動、夏休み等長期休暇の居場所にもなっているものがあります。

#### 養育支援訪問事業

- ①愛媛県松山市では、乳幼児家庭に限らず支援の必要な家庭の訪問支援を、養育支援訪問事業として子ども家庭総合支援拠点で直営で実施しています。その家庭のニーズに合うスタッフが複数で対応し、訪問だけでなく同行支援（病院や手続きなど）なども行っています。
- ②自ら支援を求めることが困難で育児支援が必要な家庭に対し、自治体が委託した事業所が家事支援、育児支援、相談支援を行っています。自治体も事業所と同行で支援をするなど事業所任せにせず、その家庭にかかわる家児相や保健師も事業所と同行訪問するなどして役割分担しながら連携して支援を行っています。

#### 他にアウトリーチ型の支援として

##### ★東京都江戸川区の食の支援事業

食事を子どもたちに直接届けることができるように、2つの食の支援事業を展開しています。

##### ○食事支援ボランティア派遣事業「～できたて食べてね～おうち食堂」

年間48回を上限に、食の支援が必要な家庭に、食事支援ボランティアが訪問し、買い物から調理、片付けまで行う事業。家庭で手作りできたての食事を提供します。利用にあたっては一定の審査があります。自己負担はなく食材費も区が負担しています。

##### ○子ども配食サービス事業「KODOMOごはん便」

年間48回を上限に、区内の仕出し弁当組合の1食470円の手作りのおべんとうを、自己負担100円で届ける事業です。利用にあたっては一定の審査が必要です。食の支援をきっかけとして、状況に応じて区職員らが同行し必要な支援につなげることもあります。







## 第五章 まとめ

### 1. 目的

市区町村の困難事例や支援につなげるためのサービスをアンケート調査の結果から考察し、市区町村ならではの支援のあり方や視点を考え、アプローチ方法のアイデアや工夫を提案することによって、これからの市区町村の虐待防止に役立てることを目的にしています。

### 2. アンケート調査

#### 1) 調査対象者

大阪府内（大阪市除く）と府外の協力の得られた1市の家児相（要保護児童対策地域協議会調整機関）を対象に配布し、25市区町村86人からの回答が得られました。人口規模では20万人以上8市、10万～20万人未満7市、2万～10万人未満7市とそれぞれほぼ同数でしたが、回答者の6割は人口20万人以上の市からの回答でした。

主な職種については、社会福祉士が最も多く約2割を占め、次いで臨床心理士、保健師・保育士となっていました。経験年数は1年未満が26.7%、1年以上3年未満が31.4%と半数以上が3年未満という結果でした。人材育成の観点からも経験年数の少ない職員をサポートする体制整備や研修体制が望まれます。一方、4年以上も37.2%あり、経験年数が高くてでも対応には困難を感じていると言え、中堅期やそれ以降のキャリアのある職員に対してもスーパーバイザー研修を含めた研修体制が不可欠であることがわかります。

#### 2) 困難事例について

困難事例について、初期対応時と継続して関わっている事例では困難な状況や対応が異なると考え、「初期対応のときの困難事例」と「困難さを持つ事例」と2つについてそれぞれ「これまで経験された困難な事例について、いつ、どんなときに、どのようなことでどう困ったのか」を「子どもの年齢や家族構成なども含めて、具体的に教えてください」とし、回答を得ました。

「初期対応のときの困難事例」について、7カテゴリーに分類したところ、「会えるけど拒否」が32人と最も多く、面談はできたものの虐待とは認めない等拒否的な態度が続く場合と、面談後に完全に拒否するという場合があります。初期対応の面接時にどのように次につなげていくことができるのかが大きな課題であるとともに、そこでのアプローチが支援につながるチャンスにもなります。

次いで「会えない」が15人と多く、オートロックなどにより家庭訪問しても全く反応がない場合や、転居などで同意がないままでの移管となったケースで会う理由が見つからない状況が続いている場合などがありました。他にも「関係機関の対応」が10人と比較的多く、心配な情報が入るものの虐待そのものの認識にずれがある場合や、所属からの通告であっても聴き取り内容を保護者へ伝えない対応を求められ、保護者面談で肝心の話ができずにその後の対応が困難になった

事例などがありました。日頃から、虐待への理解や対応の流れ、保護者との対応に関する共通認識や関係機関との関係性を作っておくことが、虐待発見時に互いにずれなく対応がスムーズに進むことに役立つかもしれません。

「困難さを持つ事例」については、「慢性化・常態化」が17人と最も多く、保護者の養育に改善が見られず子どもの問題行動が深刻化していく状況や、保護者に障害があるため養育が困難な状況や自傷行為を繰り返すなど不適切な養育を繰り返している場合、また子どもに障害がある事例などがありました。次に多かったのが「支援の手ごたえのなさ」と「支援の拒否」でした。

「支援の手ごたえのなさ」は多子家庭や保護者からの訴えがあるものの助言が入らない場合、乳幼児期の養育力不足など、一定の関わりが行えているものの家庭の安定や改善につながっていない事例でした。「支援の拒否」は多子家庭やひとり親、母親の養育能力不足、DV家庭、ネグレクト家庭といった家庭的な課題への支援の拒否、体罰容認や保護者の養育や教育へのこだわりといった支援に対する拒否があるものが挙げられました。その他に夜間放置で小学生が幼児期の子どもの世話をしているなどの「決定打のなさ」や「制度や法のシステムの問題」があり、虐待かどうかの線引きが難しく、保護者に基準を提示しにくいことや、「機関同士の関係の問題」「機関間の共通理解が困難」といった関係機関との課題が挙げられていました。地域ネットワークの支援が必要であるがうまく支援につながらずネグレクトが慢性化・長期化することで、子どもの成長発達にも影響を与えている状況や制度や法整備などの課題もあり、明確に基準を提示できず子どもの安全と安心が守られていない状況が続いている状況は、市区町村として長期的に関わる中、目標を見失ったり、改善が見られないため関係機関が疲弊し、時には「もう一時保護しかない」といった意見が出てくることや、他の機関を責めるようなことも出てくることもあります。

次に、経験年数による困難事例についてですが、経験年数3年までを初任期、4～7年を中堅期、7年以上をベテラン期と分類しました。初任期が半数以上を占めるため、統計的な特徴とは言えませんが、初期対応についてはどの層でも「会えるけど拒否」が多くみられました。一方、「通告元が判明することへの不安」が中堅期、ベテラン期とも0%であるのに対して初任者は10%となっており、通告元を明らかにするかについて説明できる対応スキルが中堅期以上は身につけているのではないかと考えられました。困難さを持つ事例については、初任期は「支援の拒否」「支援の手ごたえのなさ」が多く、中堅期、ベテラン期は「慢性化・常態化」「決定打のなさ」といった長期化する事例に困難さを感じていることがわかります。

市区町村における支援を考えると、長期にわたり虐待の状況が改善しない場合を困難と感じることが多く、そのためにも適切なリスクアセスメントとストレングスにも着目して、長期的な支援方針と短期的目標をケース会議や対応協議で共有化し、各機関の特徴に合わせた役割分担が決定できることが改めて地域支援には必要ではないかと考えます。

### 3) 支援に必要な資源やサービス

市区町村には福祉サービス、子育て支援サービス等の行政のもつ資源の他に民間団体や地域の様々な資源があります。そして、家庭のニーズに合わせた情報や子どもや家庭への必要な支援としてのサービスを提供していきます。また、市区町村の状況に合わせたサービスの開発も行って

きました。

現在支援に役立っている資源やサービスとして最も多く選択されたのは、「ショートステイ・トワイライトステイ」でした。保護者のリフレッシュやレスパイト、育児負担の軽減などにより、虐待予防に役立っているという理由が多く見られました。一方で利用料が必要になり、利用につながらない「緊急時に使いにくい」などの課題も挙げられていました。次に「児童発達支援等の通所グループ」です。発達に課題のある子ども達が放課後や長期休暇に過ごせる場所があることで、保護者の負担が軽減されるといった保護者側の理由と、障害児の発達の保障と居場所の確保といった子ども側の理由の両方が挙げられており、双方にとって必要なサービスの一つとなっていることがわかります。また、「家事援助（養育支援訪問事業）」も多く、家事負担の軽減や生活環境や育児環境を整えるため、他にも子ども達に食事が提供され、定期的なモニタリングとなるという理由もありました。それ以外にも、支援者がロールモデルとなり家事育児の技術を習得できることや、保護者が支援者に大切にされているという体験により人との関係を構築しやすい状況になってくる効果、定期的な家庭訪問で保護者の孤立化を防ぐなどの効果も報告されており、アウトリーチ型の有効な支援の一つと言えます。その他のサービスとして「ヘルパー派遣制度」や「親支援プログラム」「学習支援」などが挙げられていました。

必要な支援としては、最も多く選択された資源やサービスが「登校支援」です。家庭の力不足等で子どもが学校や保育所に通えない状況になると、子どもに力を付けることに限界があり、長期化すると社会性の低下や引きこもりにつながってしまうことも考えられます。「登校支援」には保護者に代わっての「送り出し支援」と「送迎支援」の2種類が求められており、費用対効果から廃止になった自治体があるものの、支援者側からのニーズの高さがある一方で、マンパワー不足や継続性の課題など今後調整が必要なサービスと言えます。

次に「夜間保育所」が多く挙げられました。ひとり親家庭や親族などの支援者がいない場合、夜勤など幼児・児童の夜間放置の予防や、夜預ける場所があることで仕事の幅が広がり、ネグレクトの予防につながるという期待がある一方で、利用料が発生することや生活リズムや就学に向けての課題も考えられます。3番目に多かったのが、現在支援に役立つものとして1番多かった「ショートステイ・トワイライトステイ」でした。その他にも親に対して「親に対する相談・カウンセリング」や「親支援プログラム」によって子どもへの関わり方が改善したり、他の保護者と共感したりスキルを学ぶなどといった効果が期待できると考えられます。また、子どもに対しては、「子どもに対する通所相談」や「子どもが通えるグループ」「子ども支援プログラム」等が選択されており、今後直接子どもにアプローチできる取り組みが必要とされるころだと考えられます。

今回のアンケート調査やその後のヒアリング調査によって、様々な特色のあるサービスや社会資源が開発されていることがわかりました。詳しくは第四章にいくつか紹介してありますので、参考にいただければと思います。様々な取組みからは、それぞれの市区町村の状況に合わせてアレンジしていくことで、各市区町村の効果的な資源が影響し合って、全体がレベルアップしていくことにつながり、それが市民サービスの向上になり、虐待予防や防止につながると考えられます。今回の報告が少しでもヒントになれば幸いです。

### 3. 困難事例への支援について

#### 【解釈編】

困難な事例にあげられていた、保護者の強い拒否や、改善がみられず慢性化し長期化する支援に対する疲弊感や焦燥感、その中で起こってくる関係機関との問題などに直面すると、私たちは目の前にある困難さに目がいき、無能感や見通しのなさからくる方針の混乱などに巻き込まれることがあります。そういった困難な事例に適切に対応するためには、①困難事例の何が困難なのかを理解する、②困難事例に対する支援者の視点を知り、そして③支援姿勢を明確にしておくことが大切になります。

①困難な事例については、それが保護者自身の性格などに起因するのか、保護者の持つ要因と合わせ、家庭環境が起因するのか、社会的環境なのか、制度や法のシステムの問題なのか、関係機関との連携の困難さにあるのか、ということです。②の支援者の視点ですが、なぜ保護者はそのような態度をとるのか a) 客観的な情報を把握し、b) それを基にどのような課題があるのかを整理し、c) 多機関との連携、協働についての重要性の再認識、d) 支援の目標を定め、どこまで関われるか等限界も検討するといった、包括的な視点が重要になります。それらを行った上で、③支援姿勢として、a) 自分自身の「弱いところ」や「強いところ」を把握し、支援者自身の自己理解を行い、b) 支援者としての役割についての理解とそれを相手に説明ができているか、c) 客観的な情報の把握によりアセスメントし、反応の予測とそれへの対応の予測を行うこととなります。そして支援姿勢として、保護者を責めないこと、保護者の強みの尊重、家族の力の活用など家庭全体へのアプローチの検討といった点も重要な視点となります。

そして、すべて家児相で解決するものではなく、関係機関と連携をしてそれぞれの役割を最大限に発揮して支援を行い、組織として長期にわたる支援体制の構築が必要であること、関係機関連携については対応ケースが浮上したときだけではなく、日常的な連携と協力関係の構築が重要になっていきます。同時にそれらをスムーズに進めることができるための説明力の向上と、自己研鑽が必要となってきます。

子ども虐待は、虐待通告から子どもと保護者への支援が始まります。私たち支援者は子どもの最善の利益を目指していますが、子どもに直接的に支援をすることよりも、むしろ保護者に対して何らかの支援を行い、そのことが結果的に子どもの育ちのニーズが満たされるという方法を取ることが多いと思います。こうした支援を行うことによって保護者自身が頑張っていることを認めて評価し、エンパワメントしていくこととなりますが、それは“子どもの育ちのニーズを満たす”ことにつながっているという視点を常に持つことが大切になります。

そして、支援が困難な事例への対応について、劇的に問題が解決するような「特効薬」は存在せず、子どもとその保護者の問題として限定的に考えるのではなく、多様な問題が複雑的・連鎖的に作用していることを理解し、家族への総合的な支援を行うことが重要であり、市区町村だからこその生活場面に寄り添いながらの支援を繰り返し、長期的な視点で家族に働きかけていく心構えが大切になります。

**【対応編】**

今回のアンケート調査によって得られた困難事例の代表的な14事例を作成し、基本的な視点、対応のヒント、そして具体的なアプローチのアイデアをいくつか紹介しています。事例はそれぞれ重症度やリスクが異なり、背景も問題も様々なので、対応方法もこれが正しいということではありません。しかし、大切な視点や一つでも多くのアプローチ方法を知っていれば、困難事例にあった時に安心して対応ができる助けとなり、アレンジして日々の対応に活用してもらえるのではないかと考え、具体的なアイデアとして報告しています。他にも特徴的な支援方法等について、コラムとして紹介しています。少しでも支援を行う時に役立つことができることを願っています。



## おわりに

本研究会は、市区町村の視点に立ち、『市町村児童虐待防止と支援のあり方の研究会』として平成23年7月に立ち上がった研究会の趣旨を引き継ぎ、平成30年7月に大阪府内等市町村の有志により設置しました。市区町村の関わる困難事例と、それらを支援につなげるためのサービスや資源についてアンケート調査を行い、市区町村によくある困難事例の傾向を分析し、各市区町村に役立つサービスや資源をまとめました。そして、新任者から経験者まで役立つような困難事例への対応の視点や具体的な方法についてのアイデアやヒントを提案しました。

調査の結果からは、各市区町村が様々な困難な事例に出会い、経験年数に関わらず苦慮している状況が見えました。市区町村の役割は、児童虐待としてのリスクアセスメントと緊急性の判断に加え、身近な基礎自治体として、寄り添いながら支援を継続していくこととなります。そのため、困難事例に対して、単に対応が困難であることにとどまらず、如何に支援に結びつけるのか悩み、またその支援のために関係機関で連携する点に困難さを感じる事など、多岐にわたっての困難さを抱えながら日々取り組んでいることがわかりました。また、家族の持つ課題に対してまだまだサービスや制度が整っていないため、指摘や指導をするだけでは改善しない現状に苦悩している中で、独自のサービスを作り出している市区町村もありました。

本研究会では、大阪府家庭児童相談室連絡協議会の研修で、「困難事例における大切な視点と姿勢について」というテーマで流通科学大学の加藤曜子教授から研修を受けた後にグループワークを行った上で、市区町村から困難事例等についてのアンケート調査を行い、それらの分析を行ってきました。並行して、京都の乳児院積慶園の武田由氏、岡山県子ども家庭課の薬師寺真氏を招いて勉強会を開催し、パスウェイズジャパンの白山真知子氏を助言者として研究会に参画してもらいました。各市区町村のサービスや資源については、大阪府内外の様々な市区町村の方々にも情報を提供してもらい、工夫や取り組みについて紹介する形となっています。

この報告書は、忙しい中アンケートに協力してくださった各市区町村の方々、様々なご助言をくださった諸先生方、そしてサービス状況などの情報提供をしてくださった大阪府外の方々、報告会の場を与えてくださった大阪府家庭児童相談室連絡協議会、大阪府家庭支援課、そして、マッセ OSAKAの職員の方々の応援や協力があった完成したものです。改めて感謝申し上げます。

また、2年間にわたり、児童虐待防止への考え方や対応方法、市区町村の役割についても研究会メンバーで何度も話し合いを重ねてきました。困難事例について「特効薬」は存在せず、保護者や子どもに関わる支援機関が連携しながら継続的な支援を行うこととなります。困難事例への対応の視点やアプローチのヒント、支援につながるサービス等市区町村ならではの方法を、今回の報告で市区町村のみなさまに提供できればと願っています。



## 【参考文献・引用文献】

### 第一章

- 厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）雇児発0331第47号 平成29年3月31日
- 金子恵美 他「要保護児童対策調整機関専門職研修テキスト」明石書店 2019年
- 厚生労働省「平成29年度福祉行政報告例の概況」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/17/index.html>（閲覧日：2020.1.20）
- 厚生労働省「要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況」平成30年2月調査時点  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349526.pdf>（閲覧日：2020.1.20）
- 市町村のための「市町村児童虐待防止と支援のあり方」の研究会（2013）「『市町村児童虐待防止と支援のあり方』の研究会報告書」公益財団法人 大阪府市町村振興協会 おおさか市町村職員研修研究センター

### 第三章

#### 【解釈編】

- 「（改定）市町村子ども虐待対応ガイドライン 子どものくらしの安定に向けたよりよい協働のために」岡山県 平成25年2月
- 「子ども福祉における面接～子どもを中心とした支援を支える基本的な考え方とスキル～」岡山県 2014年
- 加藤曜子 大阪府家庭児童相談室連絡協議会研修会資料（2018.12.5）「困難事例における大切な視点と姿勢について」流通科学大学

#### 【対応編】

- 加藤曜子（2005）「困った場面の保護者対応ガイド」〔平成16年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業：主任研究者加藤曜子）〕流通科学大学
- 厚生労働省「健やか親子21（第二次）ホームページ—愛の鞭ゼロ作戦」  
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>（閲覧日：2020.2.2）
- 大阪府「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/mijyusinji\\_guideline.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/mijyusinji_guideline.html)  
（閲覧日：2020.2.2）
- Find Law「When Can You Leave a Child Home Alone？」  
<https://family.findlaw.com/parental-rights-and-liability/when-can-you-leave-a-child-home-alone-.html>（閲覧日：2020.1.27）（アメリカの法律・判決のデータベースサイト）
- The law on leaving your child on their own.（イギリス政府ホームページ）  
<https://www.gov.uk/law-on-leaving-your-child-home-alone>（閲覧日：2020.1.27）  
〈上記2つのサイトは ブログ「子供の留守番は何歳から？海外の法律やガイドラインを参考に考える」より <https://shufu-blog.com/home.alon>（閲覧日：2020.1.27）〉

## 第四章

- 江戸川区「食の支援（子ども食堂・食事支援事業）」  
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e049/kosodate/kosodate/kosodateshienjigyo/syokunosien.html>（閲覧日：2020.1.20）
- 江戸川区における食の支援事業の実施について  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shisaku/houkatsu/30happyou/30jirei-syoshi.files/30kodomo-edogawa.pdf>（閲覧日：2020.1.20）
- 福岡市西区「みんなで里親プロジェクト」<sup>1)</sup> 「ショートステイ里親ハンドブック」<sup>2)</sup>  
<https://local.sosjapan.org/index.html><sup>1)</sup>（閲覧日：2020.1.20）  
[https://www.sosjapan.org/local/shortstay\\_web.pdf](https://www.sosjapan.org/local/shortstay_web.pdf)<sup>2)</sup>（閲覧日：2020.1.20）
- 一般社団法人日本老年学的評価研究機構（2019）「平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会的弱者への付き添い支援等社会的処方の効果の検証および生活困窮家庭の子どもへの支援に関する調査研究」報告書  
[https://www.jages.net/project/konkyu/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=5273](https://www.jages.net/project/konkyu/?action=common_download_main&upload_id=5273)  
（閲覧日：2020.1.20）

### 支援に役立つ豆知識集

- 厚生労働省「みんなのメンタルヘルス総合サイト」  
<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/>（閲覧日：2020.1.20）
- NPO法人ふるすあるは「子ども情報ステーション」<sup>1)</sup> 「親が精神障害 子どもはどうしてるの？」<sup>2)</sup>  
<https://kidsinfost.net/><sup>1)</sup>（閲覧日：2020.1.20）  
<https://pulusualuha.or.jp/><sup>2)</sup>（閲覧日：2020.1.20）
- 千葉精神神経科診療所協会「心の悩みをケアする明日へのコミュニティー」  
<http://www.capc.jp/asu/index.html>（閲覧日：2020.1.20）
- 厚生労働省「健やか親子21（第二次）ホームページー愛の鞭ゼロ作戦」  
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>（閲覧日：2020.1.20）
- 厚生労働省「◎相談（LINE・チャットで相談できます。悩みを相談してみませんか。」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199724.html>（閲覧日：2020.1.20）
- 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」<sup>1)</sup> 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」<sup>2)</sup>  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)<sup>1)</sup>（閲覧日：2020.1.20）  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/book/pdf/higaisyatebiki.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/book/pdf/higaisyatebiki.pdf)<sup>2)</sup>（閲覧日：2020.1.20）
- 日本ケアラー連盟「ささえる人を支えるために」<sup>1)</sup> 「ヤングケアラープロジェクト」<sup>2)</sup> 「ヤングケアラー支援のページ」<sup>3)</sup>  
<https://carersjapan.jimdofree.com/><sup>1)</sup>（閲覧日：2020.1.20）  
<https://youngcarerpj.jimdofree.com/><sup>2)</sup>（閲覧日：2020.1.20）  
<http://youngcarer.sakura.ne.jp/><sup>3)</sup>（閲覧日：2020.1.20）

- 濱島淑恵 大阪歯科大学 枚方市青少年育成指導員連絡協議会全体会議 2019.6.23 配布資料  
「ケアを担う子どもたち『ヤングケアラー』を考える」
- 児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック  
[www.niph.go.jp/entrance/jidousoudan.pdf](http://www.niph.go.jp/entrance/jidousoudan.pdf) (閲覧日：2020.1.20)
- 非暴力コミュニケーション「機中八策」  
<http://parent-supporters.brain.riken.jp/assets/hkichuhassakupamphlet.pdf>
- DReam：保護者と面接する方法  
<https://wake-up-pj.themedia.jp/pages/2599640/satic> (閲覧日：2020.1.20)



# 資料



アンケート調査票

市町村名 \_\_\_\_\_

A ご自身について あてはまるものに○をお付けください。

A-1. 資格について (複数回答可)

- ア. 社会福祉士 イ. 精神保健福祉士 ウ. 保健師 エ. 保育士 オ. 臨床心理士
カ. 教員 キ. 社会福祉主事 ク. その他 ( )

A-2. 現在の所属経験年数について

- ア. 1年未満 イ. 1～3年 ウ. 4～6年 エ. 7～15年 オ. 16年以上

B これまで経験された困難な事例について、いつ、どんなときに、どのようなことでどう困ったのか、子どもの年齢や家族構成なども含めて、具体的に教えてください。

B-1. 初期対応のときの困難事例について

(自由記載)
[ ]

B-2. 困難さを持つ事例について

(自由記載)
[ ]

C 貴市町村における資源やサービスなどについて、「現在支援に役立っているもの」や「必要だと思う支援」を教えてください。

Table with 3 columns: 分類 (Classification), 名称 (Name), 理由 (Reason). It contains rows for '役立つ支援' (Support that works) and '必要な支援' (Support that is needed).

- 1. 親に対する相談・カウンセリング 2. 子どもに対する通所相談 3. 親子で通える相談場所・グループ
4. 子どもが通えるグループ 5. 登校支援 (学校・保育所等) 6. 児童発達支援等の通所グループ
7. ショートステイ・トワイライト 8. 一時預かり 9. 夜間保育所 10. 家事支援 (養育支援訪問事業)
11. ヘルパー派遣制度 12. 親支援プログラム 13. 子ども支援プログラム 14. 学習支援

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。



## 支援に役立つ親支援プログラム、訪問型子育て支援

### 支援につなげるための工夫

虐待や不適切な養育環境に幼少期からさらされると、非行や情緒的な問題が現れるのは無論のこと、年少であればあるほどその発達や脳にも大きな影響がでてくることはよく知られています。一方現代の社会は、都市化、少子化、核家族化等により自然な子育てスキルを身につけにくくなっています。そこで、色々な親プログラムを活用し、具体的なケアと不適切な養育や子どもの発達を阻害するものへの予防に、各種のプログラムが有効な手段となります。

### 親支援プログラム

プログラム名	目的	対象	講座の構成	対象者数とスタッフ	子どもケアー	備考
前向き子育てトリプルP	科学的根拠に基づく子育てアドバイスと支援。分かりやすく、実行可能。親自身が子育てのスキルを身に付け、問題に前向きに対処できる。	2～12歳の子どもを持つ親、全てに適応。虐待をしてしまっている親にも効果。文化的多様性、経済的社会的立場、障がい児、複雑な事情にかかわらず、幅広い層に有用	1クール7～8回 週1回 1回2時間 5～6、7回は電話によるセッション	10人前後 1～2名のファシリテーター	託児有り	オーストラリア プライマリー：個別で3回位で実施 ステップングストーンズ：障害を持っている子どもの親の為のトリプルP セミナー：1～3回をセミナー形式で集団に実施 www.triplep-japan.org/
大阪方式マザーグループ	自己肯定感を育て、一歩外へ出る切っ掛けをつける。関係機関にSOSを出せるようになる。親子の愛着関係を分離、再開時に見て、親子関係の変化に繋げる。	保健師などケース担当者がフォローしている子育て中の母親（公募はしない）	1クール8～10回 月2回 1回1時間半	7～8組 ファシリテーター1名 コ・ファシリテーター1～2名	遊戯療法をベースにした遊びのグループ	日本 (NPO法人児童虐待防止協会) www.apca.jp/
MY TREE ペアレントプログラム	自分や子どもを傷つけている親自身のためのセルフケアと問題解決法を獲得し、虐待をストップさせる。	虐待に直面し厳しい状況にある親。虐待と認識してる親。	1クール13回 中間面接と終了時面接有り 3ヶ月後の同窓会 週1回 1回2時間	10人前後 2～3名のファシリテーター	託児有り グループによっては、遊戯療法をベースにした遊びのグループを実施している所もある。	日本 https://mytree-p.org/
ノーバディーズパーフェクト	親が自分の長所に気付き、健康で幸福な子どもを育てる為の前向きな方法を見いだせるよう手助けをするプログラム。	0～5歳の子どもを持つ親。虐待など個別的、専門的対応が必要な親は対象としていない。	1クール6～10回 週1回 1回2時間 個別も可能だが、日本では実施されていない。	10人前後 1～2名のファシリテーター	託児有り	カナダ np-j.kids.coocan.jp/
ベビープログラム (BP)	初めて赤ちゃんを育てる母親に少し先を見通した育児知識の提供と仲間づくり。	赤ちゃんがきた(BP1プログラム) 初めて赤ちゃんを育てる母親と0歳児の赤ちゃん きょうだい生まれた(BP2) 2人目以上の赤ちゃんと母親	母親と赤ちゃんが同室で参加 1クール4回 1回2時間(後半30分は自由交流と質問の時間) 毎週1回	10名以上：2名のファシリテーター 10名以下：1名のファシリテーターと1名のアシスタント		日本 http://bp-japn.kids.coocan.jp
スター・ペアレント	親子間、子ども同士などで起こる問題解決プログラム。4つの段階の頭文字STARと5つのポイントが星形をしていることから名づけられている。			10名以下		アメリカ http://starparenting.jp
サークル・オブ・セキュリティプログラム	アタッチメント(愛着)に焦点づけた養育者への早期介入プログラム。心理教育と心理療法からなる	1才半～小学生の子どもを持つ親	1クール：約20回 週1回 1回1時間15分 1クール8回のプログラムも完成	標準は6名グループ	託児有り	アメリカ http://circleofsecurity.net/
CSPペアレンティング	親子の絆作り	子どもの年齢は特に限定なし。グループ、個別双方を扱う。日本では虐待をしている親を対象としていた。	1クール6回 2週間に1回 1回2時間 毎回復習、テーマの紹介、モデリング、ロールプレイ、まとめという順序で進行	2名のファシリテーター	託児有り	

### 訪問型子育て支援

プログラム名	目的	対象・訪問回数・期間等	概要	備考(プログラム作成国等)
ヘルシースタート	リスクのある家庭に、子どもが生まれる前から3歳まで家庭訪問などで、支援することにより児童虐待や放置を減らすこと	子どもの年齢や必要度によって、訪問回数なども決められる。 主に看護師、ソーシャルワーカーなど専門職。	親の良い所を見つけてそれをはげまし、親が欲しい情報を与えるというやり方で、日本の「赤ちゃん訪問」のモデルになった事業	アメリカ
ホームスタート	親の孤立化を防止し、家族のエンパワーメントを図ることで、子どもの最善の利益を実現する活動	未就学児が1人でもいる家庭。 週1回2時間程度定期的に約2～3か月間訪問	「拠点などに出かけられない引きこもりがちな親子」や「専門機関の支援を受けるほどでない」隙間に市民ボランティアが専門職と協働しながら、友人のように寄り添いながら「傾聴」や「育児や家事を一緒に行う」等の活動をする。親が心の安定を取り戻し、地域へと踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりも応援	イギリス www.homestartjapan.org





## 支援に役立つ豆知識集

ここでは、支援する際に参考になる知識や情報のサイトなどを紹介をします。

### ◆精神疾患について知りたい

#### ●「みんなのメンタルヘルス総合サイト」厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>

メンタルヘルスのこと、心の病気についての情報、心の病気になった時の治療や生活へのサポート、国の施策や専門的な情報まで総合的に掲載されています。

#### ●子ども情報ステーション by ぷるすあるは（精神障がいやこころの不調、発達凸凹をかかえた親とその‘子ども’の情報&応援サイト）

<https://kidsinfost.net/>

看護師・医師を中心としたチーム・NPO法人ぷるすあるはが運営している、精神障がいやこころの不調、発達凸凹をかかえた親とその‘子ども’の情報&応援サイトです。親が精神疾患やこころの不調を抱えているとき、子どものまわりの大人の方が子どもとのかかわりに活用するためのガイドやイラストで学ぶこころの病気や障がいのページ、「子どもへの心理教育」「精神保健」に関するさまざまな本や絵本を紹介するページなどがあります。

#### ●こころに傘をさしのべよう・心の悩みに届くメッセージ活動

<http://www.capc.jp/c/index.html>

千葉精神神経科診療所協会のホームページ内で、うつの早期発見とまわりの理解や対応についてわかりやすく紹介されています。

### ◆保護者に紹介できる相談を知りたい

#### ●厚生労働省SNS相談

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan\\_sns.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html)

年齢・性別を問わずLINE・チャットで相談ができる団体の一覧です。

#### ◆DVについて知りたい

##### ●内閣府のホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)

##### ●平成20年3月 内閣府「配偶者からの暴力の被害者対応の手引

～二次的被害を与えないために～」

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/book/pdf/higaisyatebiki.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/book/pdf/higaisyatebiki.pdf)

#### ◆ヤングケアラー（子どもケアラー）について知りたい

##### ●ヤングケアラープロジェクト<https://youngcarerpj.jimdofree.com/>より

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、18歳未満の子どものこと。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。

- 例) ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。  
・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

##### ●ヤングケアラー支援のページ<http://youngcarer.sakura.ne.jp/>より

大人の代わりにケアを担うことで多くのことを学ぶという「価値」がある一方、その役割や責任が子どもの年齢に不釣り合いなものであるとき、心身の発達や人間関係、就学・就職などに影響を受けているとき、サポートが必要になります。

※「お手伝いするいい子」として見過ごされがちなため、過度なケアを担う子どもたちがいることを認識することは大切なことです。

現状は簡単には変えられませんが、それでも健康を保ち、学校生活を送り、自分の将来設計を立てられるようにすることが大事になります。そのためには、学校や地域で安心して話せる場や機会を提供し、一人ではないことを実感してもらったり、イベントなどに招待し“子どもでいられる”時間を確保することも大切となります。

◆効果的なアプローチについて知りたい

●児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック

[www.niph.go.jp/entrance/jidousoudan.pdf](http://www.niph.go.jp/entrance/jidousoudan.pdf)

当事者である親と子どもが主体的に安全な生活を気づくためのアプローチであるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等親支援プログラムについて掲載されています。

●非暴力コミュニケーション「機中八策」

<http://parent-supporters.brain.riken.jp/assets/hkichuhassakupamphlet.pdf>

子どもが「してほしいことをしない」「してほしくないことをした」とき、頭文字つづりで覚えるだけの非暴力コミュニケーションの具体的なパッケージで非暴力をより早く、より多くの人と共有するために千葉県の子童相談所所長が開発したものです。

参考文献：「児童虐待を認めない親への対応」アンドリュー・ターネル・スージー・エセックス

明石書店

●保護者の面接の手順、Dreams

神奈川県児童相談所の職員たちが、経験の浅い児童福祉司や要対協職員でも子の利益を優先しつつ保護者や機関に寄り添う面接ができるように開発したプロトコル（手順）になります。

## 市町村のための「市町村児童虐待防止と支援のあり方」の研究会構成員 順不同

### 研 究 員

氏 名	所 属
湯 本 貴 子	八尾市健康推進課
伊 藤 諒	八尾市子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター
関 山 信 吾	八尾市子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター
好 川 小百合	八尾市子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター
大 山 好 弘	八尾市子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター
伊 勢 新 吾	和泉市子ども未来室
吉 田 恵 子※1	堺市子ども家庭課
陶 国 友 紀※1	堺市北区子育て支援課家庭児童相談室
村 田 浩 子※1	長岡京市健康医療推進室
中 田 由 紀※1	長岡京市子育て支援課
近 藤 勝 彦	枚方市子ども総合相談センター
山 崎 逸 美	枚方市子ども総合相談センター
池 内 杏 菜	枚方市子ども総合相談センター
八 木 安理子※2	枚方市子ども青少年部

平成30年度子育て総合支援  
ネットワークセンター所属

平成30年度  
長岡京市子育て支援課所属

※1 オブザーバー ※2 問い合わせ先

### 助 言 者

氏 名	所 属
加 藤 曜 子	流通科学大学
白 山 真知子	パスウェイズジャパン

### 研 修 講 師

氏 名	所 属
武 田 由	乳児院積慶園
薬師寺 真	岡山県子ども家庭課

令和元年度広域研究活動報告書  
市町村における児童虐待対応の  
困難事例における対応と工夫

令和2年（2020年）2月

発行／公益財団法人 大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター  
（マッセOSAKA）

〒540-0008

大阪市中央区大手前3-1-43

大阪府新別館南館6階

T E L 06-6920-4565

F A X 06-6920-4561

E-mail center-tr@masse.or.jp

協会HP <http://www.masse.or.jp/>



おおさか市町村職員研修研究センター

---

マッセ  osaka